

開 会 午前10時00分

○議長（阿部六平君） おはようございます。ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 議案第104号 大槌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

○議長（阿部六平君） 日程第1、議案第104号大槌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） それでは、議案第104号大槌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

お手元の議案第104号の2枚目をお開き願います。

本条例案は、介護保険法及び厚生労働省令で定められております指定介護予防支援等の事業の基準について、いわゆる第3次分権一括法の規定に基づきまして、市町村へ権限移譲されることに伴い、必要な基準を定めるものでございます。

なお、市町村が条例で定める基準につきましては、国の基準に必ず適合しなければならない従うべき基準と、十分参照して定める参酌すべき基準に区分されておりますが、これまでの国の基準による運営で不都合がないことから、本条例案はいずれも国の基準どおりとしております。

また、条例名にあります指定介護予防支援とは、要支援1、要支援2の方が介護保険サービスを利用するに当たっての介護予防サービス計画の策定や、サービス提供のための事業者等との連絡調整などを行うものであります。

また、指定介護予防支援を行う事業者は、基本的に地域包括支援センターであります。では、第1章からまいります。

第1章総則、第1条では条例制定の趣旨を規定しております。

また、第2条では指定介護予防事業者の要件を法人と規定しております。これは、従うべき基準でございます。

第2章基本方針、第3条では、指定介護予防支援事業を行う際の基本方針を規定しております。

次、第3章は人員に関する基準であります。

第4条では事業所ごとに1以上の保健師、その他の職員を置かなければならないと規定しております。これは、従うべき基準でございます。

第5条第1項では、事業所ごとの常勤管理者を設置すること、また第2項では、管理者は専任であることなどを規定しております。これも従うべき基準でございます。

第4章は運営に関する基準です。

第6条では、事業者は支援の提供に際し、文書または電子情報により利用者へ説明し、同意・承諾を得ることを規定しております。これも従うべき基準です。

第7条では、事業者は正当な理由なく支援の提供を拒否してはならないことを規定しております。これも従うべき基準です。

第8条は、支援の提供が困難な場合に必要な措置を講じることについて。

第9条は、支援の提供を求められた際の被保険者証による資格確認について。

第10条は、利用者の要介護認定手続きに関する適切な援助について。

第11条は、事業所の職員の訪問時等における身分証の携行について。

第12条は、支援の提供時の利用料と介護予防サービス計画費との整合等について。

第13条は、利用料の支払いを受けた場合の証明書の交付について規定しております。

第14条は、業務を一部委託する際に遵守すべき事項について。

第15条は、法定代理事業サービスに関する国保連合会への報告について。

第16条は、利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付について規定しております。

第17条は、利用者の不適切な対応に関する町への通知について。

第18条は、事業所管理者の責務について。

第19条は、運営についての重要事項に関する規定を定めることについて。

第20条は、従事者の適正な勤務体制や研修の機会の確保について。

第21条は、事業の実施に必要な区画及び設備・備品の整備について。

第22条は、職員の健康管理について。

第23条は、運営規程等の掲示について規定しております。

第24条は、業務上知り得た秘密の保持について規定しております。これは、従うべき

基準でございます。

第25条は、事業所の報告が虚偽や誇大であることを禁じることについて。

第26条は、特定の介護予防サービス事業者等からの利益を受けることの禁止について。

第27条は、苦情処理対応について規定しております。

第28条は、事業の提供に関する事故発生時の適切な対応について規定しております。

これも、従うべき基準でございます。

第29条は、会計の区分について。

第30条は記録の整備について規定しております。

続いて、第5章ですが、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準でございます。

第31条は、医療との連携やサービスの質の評価、改善を図ること等について規定しております。

第32条では、指定介護予防支援の具体的取り扱いについて、1号から26号にわたって規定しております。

最後から2枚目のページになりますが、第33条は、介護予防支援の提供に当たって、介護予防の効果を最大限に発揮するための留意事項を規定しております。

第6章は、基準該当介護予防支援に関する基準でございます。基準該当介護予防支援とは、介護予防支援の指定は受けていないものの、一定の基準を満たす事業者の介護予防支援であり、第34条で本条例で定める他の基準を準用することを規定しております。

本条例の施行期日ですが、附則におきまして平成27年4月1日からの施行としております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。小松則明君。

○7番（小松則明君） ちょっとお聞きいたします。この第3条、「指定介護予防支援事業においては、その利用者が自立した日常生活を営むことができるよう配慮する」とあります。その下の2項に、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するため、適切な保健医療サービス及び云々かんぬんとありますけれども、現在大槌町でそれがちゃんと達成できているのか、そういう部分は町当局はどのような統計というか、そういうまだまだ必要なのか、十分達しているのかというものに対してはご確認をしておりますでしょうか。

○議長（阿部六平君） 長寿課長。

○長寿課長（内田拓亜君） 今の小松議員の質問でございます。第3条で日常生活を営むように配慮しろというふうなことです、設定された目標を達成するためにサービスを提供してくださいという内容になっております。現在、こちらの介護予防の方々、要支援事業支援の方々が介護サービスを利用される場合に、この、こちらの地域包括支援センターで計画をつくってやっております。その計画と申しますか、その目標と、それを作成しまして、そのためにどのようなサービスが利用されるのか、可能なのか、そうした部分でやっているところでございます。もちろん、そういうことで介護の予防という部分でございますので、それなりに効果はあるかと思っておりますが、やはりどうしても高齢者の方々が中心になってまいりますので、経年と申しますか、年齢が上がるにつれて、肉体的な状況はちょっと落ちていくという部分もあるかと思っておりますが、それをいかに予防していくかと、そういう部分かと思っております。

また、ほかに、それ以外に運動機能とか、そういった部分の向上もございますけれども、いわゆる不活発病でしょうか、そういう動かないことによりまして肉体の低下、体力低下、そういったこともやっているところではございますので、やはりこの介護予防の中で、特に数値的には出てくるものではないんですけども、やはり効果というものはあるんじゃないだろうかという形で考えております。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第104号大槌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第2 議案第105号 大槌町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について

○議長（阿部六平君） 日程2、議案第105号大槌町地域包括支援センターの包括的支援

事業の実施に係る基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 議案第105号大槌町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例案は、介護保険法施行規則で定められている地域包括支援センターの職員の資格や数など、包括的支援事業を実施するための基準について、第3次分権一括法の規定に基づきまして、市町村へ権限移譲されることに伴い、必要な基準を定めるものでございます。この基準につきましても、先ほどの議案第104号と同様、国の基準に従うべき基準と、参酌すべき基準に区分されておりますが、これまでの国の基準による運営で不都合がないことから、本条例案につきましても、いずれも国の基準どおりとしております。

なお、包括的支援事業とは、介護保険サービスの中の地域支援事業の1つで、介護予防のケアマネジメントや総合相談支援、権利擁護などの事業を行うものであり、地域包括支援センターが主体となって実施するものでございます。

では、議案第105号の2枚目をお開き願います。

第1条は、条例制定の趣旨を規定し、第2条では、包括的支援事業の基本方針を規定しております。

第3条は、地域包括支援センターの職員等に係る基準で、これは従うべき基準であります。第1項では、被保険者数がおおむね3,000人以上、6,000人未満ごとに設置する職員の資格と数を定めており、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員をそれぞれ1名としております。第2項はその例外規定であり、特定の生活圏域に地域包括支援センターを設置する場合の職員配置基準を次のページの別表のとおり規定しているものでございます。

第4条は、地域包括支援センターの適切・公正、かつ忠実な運営の確保について規定しております。

本条例の施行期日ですが、附則におきまして平成27年4月1日からの施行としております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。芳賀君。

○3番（芳賀 潤君） 104号との関連で包括支援センターの云々くんぬんという事業認

定なんです、例えば大槌町の場合だと、以前、在宅介護支援センターというのは国の基準によると中学校区に1個ずつあったと。町内でも3カ所あったんですね。そういう時代の流れとともに、今では介護予防に関するところが包括に1個に集約になった。他市町村の事例を見ると、役所が管理管轄している部分と、例えば社協が管轄している部分とか、社会福祉法人が管轄している部分等々があるんですが、そちらのほうが全体的には多いんですけども、将来的にまちづくりを考えていくときに、例えば前に戻るというよりは、その地域、地域単位で区分して、これは3,000人から6,000人ってなっていますけど、別表のほうでいくとおおむね1,000人未満という区切りもあったりすると、例えばエリアごとに包括支援センターをそのエリアはエリアで見えていくとか、そうすれば、包括でいくと今の基準で一応3人態勢なんですけれども、地域に1人ずつ置くとか、そういうものを役所で抱えるのではなくて、アウトソーシングしていくとか、そういう考え方もいろいろあるとは思いますが、そのような考えというのは今のところ町としてはお持ちでしょうか。

○議長（阿部六平君） 長寿課長。

○長寿課長（内田拓亜君） 芳賀議員のご質問にお答えいたします。

包括支援センターの今後ということになるかと思えますけれども、現状は、やはりこちらの国の基準でもございますが、6,000人、3,000人から6,000人ということで、ちょうど高齢者が4,100名ですか、200名ぐらいいらっしゃいますので、ちょうどこのゾーンに入っているという部分でございます。そうした中で、その包括センターを例えばこの町内区分していくとかという言葉なんですけれども、今の基準でも、基準どおりの中では納まっていくので、今のところは区分していくという考えは出てきておりませんが、将来的にそういった必要性がある場合に、そのためにこの条例でこういった例外規定もございますので、分けることもあり得るかとは思いますが、やはりこの大槌町の地勢といいますか、見ますと、やはり町では日常生活圏域、これを町内1つで、1カ所で見えております。ということは、大体移動がおおむね30分程度ぐらいで移動できるという部分で日常生活圏域となっておりますので、基本的な考え方といたしましては、その日常生活圏域ごとという設置で考えておりますので、ちょっと今のところ明確に包括を区分してくる部分は、ちょっと考えてはおりません。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○3番（芳賀 潤君） そこに質問がもう1つあったんですが、関連してお答えいただき

たいんですが、今、役所の中で担当職員がいてやっていますよね。でも、まあこういう福祉的なニーズというのは地域の課題であったりする部分もあるんですけども、なので前段、ほかの市町村においてアウトソーシングしている部分があるんですが、そのようなお考えはありますでしょうか。

○議長（阿部六平君） 長寿課長。

○長寿課長（内田拓亜君） 確かに、議員お話のとおり、全国的、オールジャパン的には社会福祉法人さんですとか、医療法人様に委託している、そうしたケースがあるというのは存じ上げているところでございます。町内にもそういう法人・団体がございませけれども、ちょっと将来的にどうかという部分は、なかなか難しいところはあるんですけども、現状は、ちょっと町の状況から鑑みて、当面は直営でやっていきたいというふうに考えてはおります。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○3番（芳賀 潤君） どうしても専門職が、入りが必要になります。そういった中で、保健師さん等の資格を有している方、今過疎地域では専門資格者を募集してもなかなか来ないとか、いろんな課題があって、保健師さんは本来の保健師業務がある中で包括を担当してもらっているという現状の中で、本当にそれがいいのかどうかというの、また考え直したりという、いい時期なのかなというふうに。それをせよとかという話ではなくてね、そういう意味でアウトソーシングしている市町村があるので、いろんなものをそれこそ参酌しながら検討したほうが、任せるものは任せる、自前でやっぱり担保して適切なサービスを提供しなければならない分野もありますのでね、そういうのは検討していったほうがいいというふうに私は思います。まあ、意見として言っておきます。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第105号大槌町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第3 議案第106号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第3、議案第106号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第106号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表をお開きください。

第4条普通財産の無償貸付または減額貸付において、普通財産を無償貸付または減額貸付できる場合を規定しており、今回復興事業等に関して2つの無償貸付または減額貸付ができる場合を追加するものであります。

第3条で防災集団移転促進事業により整備した宅地について、第4号では復興に資するものとして町長が特に必要と認める場合について追加するものであります。

なお、附則においてこの条例は、大槌町防災集団移転促進事業に係る宅地の貸付及び譲渡に関する条例、平成25年大槌町条例第21号との整合性を図るため、平成25年8月1日に遡及して適用するものであります。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） この改正後の4条の（4）ですか、町長が特に必要と認めるときというのはどういう場合が値するのか、その辺をお願いします。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） この町長が特に認めるものというのは、現に復興事業でストックヤード等に使っている場合を主に想定しております。

○議長（阿部六平君） よろしいですか。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第106号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

た。

○

日程第4 議案第107号 大槌町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
○議長（阿部六平君） 日程第4、議案第107号大槌町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 議案第107号大槌町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

新旧対照表をお開き願います。

今般の改正は、産科医療補償制度の掛け金が現行の3万円から1万6,000円に引き下げられることに伴い、出産育児一時金の総額を現行の42万円に維持する目的で、健康保険法施行令が改正されたことから、本条例について所要の改正を行うものであります。

具体的には、第5条第1項の出産育児一時金39万円を40万4,000円に改めるものであります。

次に、附則につきましては、施行期日を当該引用法令の施行期日に合わせて、平成27年1月1日とするものであり、新旧条例の適用区分を明らかにするための経過措置を定めるものであります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 現在の出産について、平常分娩で日常というか、普通の出産の費用は大体相場でどのぐらいになっているか、もしわかれば。

○議長（阿部六平君） 町民課長。

○町民課長（中村一弘君） ご質問にお答えいたします。

現在の出産費用でございますけれども、こちらの実勢価格調査は一応この出産について調査がありまして、全体で平均の費用としまして41万7,000円、これが現在の一応平均的な出産費用となります。

○議長（阿部六平君） よろしいですか。岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） 今お話を聞いたら、実際に41万7,000円かかると。それで、改正で40万4,000円を支給するとありますが、現状に合ったような改正の仕方をしてほしいんじゃないかなと。そういうことによってやっぱり今子供がなかなか出産が足りないと。

産みやすいような環境をつくってやったらいいんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 町民課長。

○町民課長（中村一弘君） ただいまの41万7,000円ですけれど、これ全国的な平均でとったものでありまして、現在、出産一時金としましては、今の医療機関、分娩医院の状況を見ますと、大体39万から40万という平均で、まず今の時点の状況はこういう形になっておりますので。ただ、今回のこの改正につきましては、あくまでも42万円という一時金を維持するために、そのために最終的には産科医療補償制度、これが当初の見込みに比べまして対象人数がかなり少なくなった、こういう状況があつて余剰金が出たために、まず今回この掛け金を下げることなので、あくまでもこの42万円という一時金を維持するための措置と思っていただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） 課長の言うのは大体わかりました。それで、町長、今、災害後、人口がどんどん減少していくという中で、新しい命といいますか、子供たちが多くなればいいなと思っているんですが、町単独でも何か子供がふえてくるような政策をとったらいいんじゃないかと思いますが、その辺、町長の考えをお聞かせください。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） この人口減少、そして少子高齢化については、今、日本創生会議等でも示されているとおり、全国的な課題になってきております。そうした中で、これから地方においても国においても、一体となって取り組むべきものであるというふうに認識しております。その中で、今回復興計画で今ハード的なことを進めているわけですが、今後さらに若い世代が安心して子供を産み育てられる環境をつくっていくことが非常に大事ではないのかなというふうに思っております。それには、この金銭的な部分もありますが、より以上に金銭以外の部分についてもしっかり学識経験者等からも意見を聞きながら、この人口減少、少子高齢化対策、特に若い世代がやはりここに住み続けるような政策について、今後とも引き続きこの計画をさらに深めていきたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 今、町長が言ったように、今テレビでも取り沙汰されていますね、子供産まなくなった、いやいや違うんだと、産む環境づくりが必要なんだというので言

い直していますけど、町長言っているとおり、そのとおりだと思います。でもね、我々がここで今こういう話出すのはさ、課長、常に何か話すれば、類似市町村に合わせたとかさ、そういうことで来るんだよ、答弁は。それではだめなんだよ。今こうやって少子高齢化の時代にさ、みんな気になってきて質問してるんだから、よその町にないことやらなきゃさ、大槌の特色を出すようにさ、やっぱりそこで恐らく岩崎議員も手を挙げたと思うの。やっぱり子供を産み育てる、つくるその環境というのは本当に大事だと思いますよ。だけどもやっぱりお金も大事なのさ。やっぱりそういうのは、大体国のこの平均だとかさ、そういうのでなくね、やっぱり沿岸でどこでもやっていないようなことをやってくれるとかさ、そのぐらいの考えは持ってしかるべきじゃないですか。どうですか、課長。

○議長（阿部六平君） 町民課長。

○町民課長（中村一弘君） 今現在、うちのほうでも医療費につきまして、乳幼児などの助成制度ありますけれども、そこでちょっと制限ではじかれた方の部分をすこやか子育て支援のほうで一応救済しているということで、中学校までの対応はしております。現在、担当としましても、いろんな情報はとりながら、その医療費関係でも、その情報は今とりながら、いろいろな検討はしておりますので、そういう新しいのあった時点では、協議なり検討して、対応のほうは進めてまいりたいと思います。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） いずれにしてもね、もう少し前向きにさ、子供の少ない学校になっているから、我々が小学校のころは1学年、1クラスに52名ぐらいの子供ら。それが今、これからの団塊の世代ということになってきているんだけど、今は1クラス二十何人とかさ、多くても三十何人とかというような状態なのさ。何もそんなにふやせとか何とかじゃないけれども、ここで育つ子供が少ないということはさ、将来見通しが暗くなる。それは我々が言うまでもなく、行政の皆さん方だったら一番知っていることだと思いますよ。やっぱりもう少し前向きになってね、子供を産み育てる環境づくりにまい進していただきたいと、そう思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（阿部六平君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木 彰君） 少子化の問題については、まことにそのとおりでございます。ただ、今回の国保のこの条例改正については、国民健康保険の中の規定であります。したがって、町民全員ということになれば社会保険加入の方もおりますし、そのことによ

ってのバランスというか、社会保険は我々で改正するわけにはいきませんので、そういう意味で、その健康というのがあって、国がこの基準を決めておりまして、したがって、まあ条例ですから市町村が独自のという場合もあり得ますけれども、そこにはいわゆる社会保険とのバランスが崩れるという問題と、それから国保だけを言うのであれば、このことよっての調整交付金、いろんな補助金がありますので、その財源の問題もございます。したがって、今回の国保については、やはり国の基準どおりの規定にせざるを得ないということでございますので、その少子化の問題について言うのであれば、そのとおりでございます。町長が申しあげましたように、何も他と倣うということではなく、独自の対策といたしますか、方法等は当然考えていかなければならないというふうに感じておりますが、この問題についてはそういうことですので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 副町長、この制度について、じゃあこれは私の考えということで、聞き逃すんだったら聞き逃してもよろしいけども、この世の中、子供を身ごもって十月十日、おなかの中で育て上げることができるのは女性だけです。その女性に対してお祝い金、また、大槌町にとってもおなかの中で育て上げ、大槌町の人口をふやしていただける女性の方々に、出産お礼とか、そういうものに対して他市町村でもそういう事例はあります。男が子供産めるんだったらという話は、これは不可能な話で、それこそタツノオトシゴは卵を産んで男性が出産をいたしますけれども、やっぱりそういう面で女性を大切にす、女性の方々に、産んでくれた、本当に大槌町のためにありがとうございます、そういう意味での心づかい、それが保険では保険なりのやっぱり条例とかそういうのはありますけれども、町自体のありがたいという気持ちの上の考え方の予算というものはとれるのかとれないのかということをもみんなも言っていると思うんですよ。その部分に対してはどういう考えがあるのか。必ずやれじゃないけれども、そういう考えも持っていますよということをはしいますけれども、いかがですか。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 先ほど答弁申しましたとおり、この少子化の傾向は今大槌町だけの問題ではないということで、まち・ひと・しごと創成法のこの第2条の理念にもあります。その理念のところでは、結婚、出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産、育児について希望を持てる社会が形成される環境を整備してい

きたいということでありまして、国のほうでもこのことについてやっと動き出したという事で、我々も千載一遇のチャンスと捉えて、日本国土の均衡ある発展のためには、やはり出産というこの若い世代が安心して住み続けられる環境というのは非常に重要なことであります。そのことについて私どもも、この6月に人口減少問題の対策本部を立ち上げて、年度内にその具体的な方策を示そうとしております。その中で、この若い世代が安心して居住できるような、その政策についても、さまざまところからその予算を割っていくこともやぶさかでない気持ちでおります。例えば、仲人のいわば奨励金であったり出産一時金がどうであるのか、さまざまな視点からこれは地方としても国の法律に沿ったような形で、さまざまな国のほうでも支援が出てくると思います。その辺とあわせながら対応していかなければならない、そういう強い思いでおります。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） いや、心強い答弁ありがとうございます。国のほうでもそうやって動いていると。また、その先に行く大槌町であってほしいという思いで、これはこれで質問は終わります。ありがとうございます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○6番（阿部俊作君） 若い人たちはなかなか給料もそれほど高くないわけなんですけれども、かつて、母子手帳を交付して、お母さんに牛乳を配付、それから、子供には粉ミルクなんかを配付したり、そういうことがありましたけれども、現状はどのようになっているのでしょうか。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） その、今議員がおっしゃられたような物資的な配付というものは現在は行っておりません。

○議長（阿部六平君） よろしいですか。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第107号大槌町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第108号 大槌町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第5、議案第108号大槌町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、新旧対照表をお開きください。

今回の改正は、条例本文の改正により差異が生じていた別表の表記を正しく訂正するものであります。

別表第1は、排除汚水量の基本使用料、重量使用料を一般用、浴場用、臨時用に区分して定めており、改正前は「第21条関係、第22条関係」としていたものを、「第26条、第27条関係」に改めるものです。

別表第2は、水道水以外の水を使用した場合及び水道水と水道水以外の水を使用した場合における人数ごとの認定汚水量・使用料を定めており、改正前は「第21条関係、第22条関係」としていたものを、「第26条、第27条関係」に改めるものです。

附則において、この条例の施行を公布の日からとし、平成25年4月1日から適用することを定めております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第108号大槌町下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第6 議案第109号 大槌町漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第6、議案第109号大槌町漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、新旧対照表をお開きください。

今回の改正は、下水道条例の改正に伴い、漁業集落排水処理施設の条例の中で、下水道条例から引用している条文を改正するものであります。

第7条では、排水設備工事を行うことができる工事業者について定めております。改正前は第7条とあるのを第12条に改めるものです。

第9条では、除外施設の設置について定めており、改正前は「第12条第1項」とあるのを、「第17条第1項」と改めるものです。

第13条では、使用料について定めており、改正前は「第20条第2項から第3項まで、第21条から第24条まで、第31条」とあるのを、「第25条第2項及び第3項、第26条から第29条まで、第36条並びに」と改めるものです。

第16条では、占用料の徴収について定めており、第2項において改正前は「第29条第2項並びに第30条」とあるのを、「第34条第2項及び第35条」に、改正前「第30条中」とあるものを「第35条中」に改めるものです。

第20条では、罰則について定めており、第1項第6号において改正前は「第24条」とあるのを「第29条」に、第7号において改正前は「第30条第2項」とあるのを「第35条第2項」に、第8号において改正前は「第22条第3号」とあるものを「第27条第3号」に、「第24条」とあるものを「第29条」に改めるものです。

附則においてこの条例の施行を交付の日からとし、平成25年4月1日から適用することを定めることにしてございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。小松則明君。

○7番（小松則明君） この条例の条項をずらしていきますよと。それはわかります。まあ、不思議なことに、要項のやつを条例を何条に変えます。今までの条例の中で、それは不具合があったのか、そのものに対して何で変えなくちゃならないんだという。例えば、語尾が字が違うとか、そういうものに対して、全く別なものに変わるという条例なので変えるというんだったらわかるんですけども、これは見やすくするために条例を変えているのか、ちょっといまいち、ただ変えたんだよという話じゃないと思うんですけども。そこの流れちょこっとだけ教えてください。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） この下水道条例でございますが、平成25年度に改正されます。

こういった、よく法律とか条例あるんですが、1つの法律、条例変えた場合、それに連

携した、いろいろ引用したような条例、法律がございまして、それも本来であれば全て一回に全部改正すべきであったところがございますけれども、その際失念してございまして、今回この改正ということになってございます。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第109号大槌町漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第110号 財産の取得について

○議長（阿部六平君） 日程第7、議案第110号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1. 財產品名、柁内地区災害公営住宅。

2. 取得の数量、災害公営住宅13戸及び附帯施設（広場・ごみ置き場・道路等）です。

3. 取得方法、随意契約。

4. 取得金額、4億499万993円。

5. 契約の相手方、岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号、独立行政法人都市再生機構、岩手震災復興支援本部、本部長森本 剛です。

次のページの資料をお開きください。

土地の所在地は、岩手県上閉伊郡大槌町大槌第12地割字柁内151番地ほか。

物件の種類は災害公営住宅、木造構造2階建て、13棟、13戸、建築面積は646平方メートル、延べ床面積は1,034平方メートルになります。

附帯施設としてごみ置き場1カ所、広場1カ所、道路等一式となっております。

参考資料をお開きください。

今後の業務の流れでございましてけれども、今回の財産取得について議会承認をいただきました後は、速やかに契約の相手方である独立行政法人都市再生機構と契約を締結いたします。また、先日、6日と7日に内覧会を開催しており、来客者数は207名となっ

てございます。インフラ整備と工程調整後入居開始ということになります。全体計画図と付近見取図を添付しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） 新しい公営住宅が完成して、入居というのは大変喜ばしいことで、工事関係者の方々に感謝と敬意のほうを表してまいりたいと思います。

質問事項ですけれども、インフラ整備についてですけれども、大槌においては、電気、水道、ガス、インフラ整備になるんですけれども、ガス会社さんについてですけれども、ガス会社さんの指定のほうは、こちら、戸建ての公営住宅になりますので、入居の方が指定していくようになるのでしょうか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 災害公営住宅のガスの供給方法でございますけれども、吉里吉里等の集合については1カ所にありますので、それについては入札等をして業者を決定して決めてございますけれども、それぞれの戸建てについては、その使用する住民の方々がそれぞれのガス会社と契約して、ガスを供給していただくというふうなことになるってございます。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） わかりました。

とあるガス会社さんからちょっと指摘あったんですけれども、例えば集合系のほう、何か大槌についてはガス会社さん釜石・大槌のエリアで指定されていると。近隣市町村さんを見ますと、例えば山田であれば山田さん限定とかというぐあいになっておりまして、県営住宅のほうの基準を見ましても、市町村、例えば大槌であれば大槌だけの業者指定になっているようなんですけれども、現況、釜石・大槌エリアで指定されているのは何か理由はございますか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 吉里吉里の場合ですけれども、それぞれの実績とか、あとは現在の例えば花巻農協さんとかあって、大槌町だけに絞らずに、近隣の釜石まで入れた経緯がございます。ただ、今後、またそれについてはちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） やはり、大槌の業者さんも守っていかねばならないのではな
いかなと思います。やはり、ガス会社さんのほうで陳情も出されているというのをお聞
きしておりますので、そのあたり、対応していただければと思いますけれども、いかが
でしょうか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） それについては前向きに検討していきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） 柵内の災害公営住宅、13戸、本当に立派にできているなと思って、
喜んでおります。

それで、今三浦議員からもインフラ整備等いろいろ話がありましたけれども、このイ
ンフラ整備、建物は建ったんですが、その入居するまでの間、下水道というものがある
んですが、今の下水道の進捗状況と、これがいつごろ住宅が使えるようになるのか。被
災者の人たちは早く入りたいなと思っていると思うんですが、その見通しをお願いします。

○議長（阿部六平君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 柵内地区の災害公営住宅の整備に伴うインフラ整備の下
水道の進捗状況ですけれども、12月の下旬より工事のほう現場着手しておりまして、内
容としましては、大柵橋への橋梁添架と、あと圧送するためのマンホールポンプ施設と、
あとは自然流下管の整備というものがありますけれども、それらの整備をあわせまして、
見通しとしましては今年中に完成をいたしまして、1月中の供用開始をしたいというふ
うに考えております。（「はい、わかりました。安心しました」の声あり）

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 私のほうはこの建物についてお伺いしたいと思います。

また、新たに13戸ということで、早く災害公営住宅全部完成することを望んでおりま
すが、ただ、今建築費の高騰等ありまして、大変坪単価というのが注目されているとこ
ろであります。この災害公営住宅の坪単価、要は本体ですね、建物の坪単価は幾らで完
成しているか、その辺お願いいたします。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） ちょっと今手元に資料ございませんので、後ほどちょっと答
弁させていただきたいと思います。（「よろしく申し上げます」の声あり）

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 先ほど三浦議員のほうからガスの案件がありました。いずれ私のスタンスとすれば、地元資材、業者を優先すべきだというふうに思っております。ガスに限らず、これからも地元で調達できるものについては、やはり住民が税金を納めて、ここで暮らしていくという視点からは、そのようにさらに支持し、徹底してまいりたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） 中野課長から先ほどことし中にと言った、今年度中じゃないですね。今は12月も迫っているのです。（「ことし中だ、4月から入居だから」の声あり）そうですね、はい、わかりました。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第110号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第8 議案第111号 財産の取得について

○議長（阿部六平君） 日程第8、議案第111号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 契約の目的、寺野地区（1工区）災害公営住宅等の取得。

契約方法、随意契約。

3. 契約金額、4億6,200万円。

4. 契約の相手方、岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号、独立行政法人都市再生機構、岩手震災復興支援本部、本部長森本 剛です。

次のページの資料をお開きください。

土地の所在地は、岩手県上閉伊郡大槌町小槌第22地割。

地目、宅地。地積、約2,700平方メートル。物件の種類は災害公営住宅。木造構造2階建て、16棟、16戸、建築面積は約800平方メートル、延べ床面積は約1,260平方メートル

ルになります。

参考資料をお開きください。

今後の業務の流れですが、今回の財産取得について議会承認をいただきました後は、速やかに契約の相手方である独立行政法人都市再生機構と契約を締結いたします。今月末、来月3月を目途に、独立行政法人都市再生機構は施工業者と実施設計、工事請負契約の締結を行う予定でございます。順調に進めば平成27年3月から建築工事を開始し、7月に入居募集、9月の定例議会に財産の取得の議案を提出し、議会承認をいただきました後は、速やかに契約したいと考えてございます。11月の完成、そして12月の入居開始予定ということになってございます。全体計画図と付近見取図を添付しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。小松則明君。

○7番（小松則明君） これは財産取得ということで、一般的な話、大槌町はURさんのことで全体的に大槌町の発展というか、再生、それから、再生という言い方は悪いですね、新しい大槌町をつくるためにURさんがなっていますと。この財産取得の金額、金額においてもURさんの経費も入ってのこれは金額ですか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） これは経費も含めて、基本的には買い取り、その建物全部ができ上がった買取価格ということでございます。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 聞いているのは、買取価格の金額ということで、URさんがこのうちの経費をとり、例えば、1億とれば3億6,000万円だよということになるんですけども、なら、さっき他の議員も聞いたけれども、実際の工事単価は幾らになるのやという話のもとになるんですよ。ただ、書き方は財産取得となっているんですけども、財産取得というののやつURさん分はこうで、実際のものについてはこのぐら이다よという、優しい書き方をしていただければなと思っておりますけれども。そうすればあんまり質問も出ないと思うんですけども、いかがですか。わかります、言ってる意味。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 改めてこの金額の内訳を申しますと、今言ったようなURの経費、それから実施設計分の経費、それから建築管理の分の管理の経費、それから実際の工事の経費、さらに工事の中には建物の経費及び造成の経費というような形で、全て

含んだ上でこの価格ということになってございます。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） じゃあ1点、関連して質問しますが、この災害公営住宅も柵内地区と同じような、災害公営ですから、間取りで設計されるものなのか、全く別個の形で設計されるものか、その辺をお尋ねをいたします。大体、仕様とかそういった部分ですね。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 基本的には今ある間取りの部分を踏襲してやっていきます。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 一番早く建築を進める意味では、設計の部分は共通していた方がいいのかなというふうに私は単純に考えるわけです、業者さん一緒なのでね。そうしたときに、今の設計というのは全部パソコンでやられていると思うので、ましてや仕様とかそれに関しても先に完成したところと、後から完成するところでは全然違ってたというふうになると、またこれも公平性が欠けるのかなというところもあって、今質問しているわけです。

それから、経費の部分、先ほど前段で質問あったように、経費の部分でも同じ設計にすれば、恐らく設計料は安くなるのかなというふうに、単純に考えるわけなんです、その辺はいかがですか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 実際その設計というのは敷地によってそれぞれ違うので何とも言えないですけども、ある程度そういった部分の低廉化は図れる、基本的には同じものつくれば低廉化を図れるのかなと思いますけれども。それが実際設計の額が大きく建築の中での占める割合が小さいものですから、どの程度の、設計料というのは1割にも満たないので、基本的にはその額がさらに低廉したからといって、それがゼロになるわけじゃないので、かなりのパーセンテージ、余り大きな差にはならないのかなとは考えていますけれども。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） いろんな意味で、その公営住宅で同じような仕様で建っていくわけですから、ある程度そういった軽減策を図るような形が図られるのが一番いいのかなと。そうすることによって、早く建築が進むのではないかなというふうに思うわけです。

それから、10%に満たないのは小さいと言いますが、10%は大きいです。今世の中で消費税が10%になる、ならないで大騒ぎしているわけです。これから建築しようとする人たちにとっての10%に満たない額といっても、わずか数%でも、全体の金額からいくと3,000万円のものであれば10%であれば300万円になるわけです。これは大きい金額なんです。その辺の認識をきちっとしていただいて、いかに安く住宅が再建できるかを、公営住宅が安くできるかを考えていただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） いずれその住宅の迅速な整備と、それからあとはできるだけ安いコストでのパフォーマンスというところでは、一生懸命努力していきたいというふうに考えてございます。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） これは、防集団地も含めてお尋ねしたいんですけど、議長、もしずれていたらとめてください。この寺野地区なんですけど、病院が建って、今災害公営住宅も建つと。防集団地も整備されると。ここは、以前から2つの沢から大雨のたびに水が出て困ったという状況にありました。昨年、雲南沢の関係は小槌川にぬかしましたので、その分はまず大水等においても減ると思うんですけど、まだあれができてから大きな雨が降らないんですよ。ですので、私はそういう認識してるんです。ですので、いやこれは、こういうふうに宅地を整備する場合、ここに降った雨水をどちらのほうに持っていくのかなと。また、その寺野沢のほうに仮に持っていくのであれば、今の排水溝も結構狭いように私は認識しているんですけど、そこら辺の全体を考えて、この改修工事等も、この寺野地区の排水にかかわるところをお尋ねしたいわけですけど。

○議長（阿部六平君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 寺野地区のその雨水排水の対策だと思うんですけども、先ほどご指摘のありました雲南沢のほうについては改修済みです。また、もう1本大きな沢があるわけですけども、そちらのほうには議員おっしゃられるとおり、寺野沢川のほうに流すような計画にはなっているんですけども、断面自体は小さいものですから、今回の整備で大断面のものに切りかえることによって、雨水を排出するといった計画になっております。（「了解しました」の声あり）

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第111号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時15分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時05分

○

再 開

午前11時15分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

答弁が保留になっている質問がありますので、答弁いたさせます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 先ほど保留した答弁と、もう1つ、三浦議員の先ほどの質問の中でちょっと答えた内容の中で訂正がございますので、ちょっとその訂正をさせていただきます。

先ほど、吉里吉里のいわゆる公営住宅の中で、ガス供給会社の中で釜石の業者等という話をしましたが、あれについては県のほうで建設いたしましたので、県のほうで入札を行ってございます。実際、供給業者は町内業者です。実際そのときにどういった業者から見積もりを聴取したかは今現在県のほうに問い合わせをしております。

大槌町の中ではそういった形でガス供給会社を入札等で決めたという事例はこれまではございません。今後そういったことをしていくということになります。

次に、東梅議員からの質問でございますけれども、いわゆる今回枉内地区の災害公営住宅では、いろいろ経費とか、直接建設費と分かれていまして、直接建設費の中でも用地増設費と建設工事が分かれてございます。ただ、実際この契約そのものが詳細設計と工事の一体でございますので、詳細設計と工事を含めた形になりますけれども、その場合の建物の、あとはちょっと今回労務費用等で、例えば宿泊費とか見えます、そういった費用全て除いた上での建物の坪当たりの建築単価は、坪当たり約82万円ということになってございます。

○

日程第9 議案第112号 財産の取得について

○議長（阿部六平君） 日程第9、議案第112号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1. 取得する土地、上閉伊郡大槌町安渡二丁目地内。

2. 地積、6,585.9平方メートル。

3. 取得金額、2,082万7,189円。

4. 取得目的、防災集団移転促進事業用地（移転先）でございます。

参考資料として位置図とその拡大図を添付しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） ようやく安渡が出てきたかなと思っております。それで、ここは大仏様のところの防集団地になると思うんですが、これは図面を見ればほとんど用地はもうそうかな、予定用地は全部買い取れたのかなと思うんですが、その辺はどうですか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） まだ1件ほど残っておりまして、ほぼもう9割を超えているという形になります。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） そうすると、この下の図のところ言えば、奥のほうはいいと。手前のほうの四角に白くなっているところがまだということになりますかね。

それと、これは、今の交渉の段階、早く解決すればいいなと思うんですが、その状況についてお聞かせください。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） この四角は、単にハッチを塗っているところがいわゆる今回の対象地でございます、白くなっているところはほぼ買っているところでございます。少し、真ん中で残っているところは、これ大仏様のところでございますので、ちょっとそこは買わないということで、また移設をするということになりますので、そのまま上げるということで、しておりますので。

ちょっとまだ残っている方については、今交渉しておりますので、ほぼ買えるめどはついておりますので、ほぼ100%近くは買えるめどがあるということで思っております。

（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

- 5番（阿部俊作君） この白抜きの部分について、これ家ですか、図面で見ると。普通の平地というか、どっちなんですか。
- 議長（阿部六平君） 都市整備課長。
- 都市整備課長（青木利博君） ほとんどは平地でございます。住宅地ですとか、ちょっと一部山林といいますか、そういうのはありますけれども、ほとんどは住宅地になっていきます。
- 議長（阿部六平君） 小松則明君。
- 7番（小松則明君） この前の臨時会の次、この大仏さん、今度出ました。この前の議会でも言いましたし、今度この大仏さんのところが出ました。ということで、この前も言ったんですけども、優しく、私たちの議員はここでこれを見て、じゃあ次はどこなんでしょうということ、まだ決まってないけれども、次も進んでおりますという、その次のお言葉もいただければ、何%進んでという、そういうことじゃなく、やっぱり次も安渡地区で進んでいますよというお言葉をいただければ、議員も「ああ、そうなのか、もう少しなんだな」と、やっぱり地元議員の方々もそれで安心するということもあると思うんですけども、そういう部分に対して、「前向きにやっていますよ」「ああ、もっとこれから進みますよ」と、そういう意見を足していただければと思いますけれども、進んでいる部分もあるという方向でよろしいでしょうか。
- 議長（阿部六平君） 都市整備課長。
- 都市整備課長（青木利博君） 安渡地区につきましても、いわゆる用地買収は今順次進めておまして、今回この案件を受けますと、安渡地区の移転先の団地としては約6割ぐらいが買えるという形になってまいります。今ほぼ交渉かなり進んでいますので、年度内にはさらに進めていける状況にはありますので、一部は早く造成工事にもかかる準備も、それで設計も進めていきたいというふうに思っておりますので、できるだけ早く工事に着手をしていきたいというふうには思っております。
- 議長（阿部六平君） 小松則明君。
- 7番（小松則明君） 本当に青木課長ね、そう言っていただければ、やっぱり私たち議員も、「今度大仏さんのところは終わったけれども、まだまだ進むぞ」と、「今で60%なんだよ、もう少しだから心配すんなよ」という言葉を町民の方々に言えるわけですよ。やっぱりうちらに対しても情報、そういうものをいただければ、町発信の情報と、私たち議員の発信ということで、二重の発信をすれば、またここにメディアの方も来ていま

すけれども、そういうもので町民を安心させるという意味でお互い協力していこうと思
いますので、これからもよろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第112号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

○

日程第10 議案第113号 工事請負契約の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第10、議案第113号工事請負契約の締結についてを議題とい
たします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。教育部長。

○教育部長（澤舘和彦君） 1. 契約目的、（仮称）おおつち学園小中一貫教育校建設工
事。

2. 契約方法、一般競争入札。

3. 契約金額、53億8,704万円。

4. 契約の相手方、宮城県仙台市青葉区柏木一丁目1番7号 株式会社銭高組東北支
店、執行役員支店長木村匠一郎でございます。

次のページをお願いいたします。

入札年月日ですが、平成26年11月19日でございます。

入札参加条件ですが、単者の場合、町の入札参加資格者名簿に登録されていること。
それから、県の入札参加資格者名簿の建築A級であること。それから、今回3つ目は足
しました、議会全員協議会等で何十年も使うというものをつくるというような部分で足
した条件でございます。過去10年間に学校建築において5,000平米以上の施工実績があ
ること。

県の建築A級は89社ございますが、この実績のほうをうちのほうで確認できたのは18
社、その時点であったという状況でございました。今回なかったんですが、共同企業体
の場合の参加条件もございました。2者または3者で構成すること。それから、代表者

は単者で条件を満たすこと。構成員についても町の建設工事入札参加資格者名簿に登録されていることという条件でございました。

工事概要については別紙参考資料をごらんになっていただきたいと思います。

実施概要でございますが、現在、大槌小学校及び大槌中学校の児童生徒は応急仮設校舎での学習、諸活動を余儀なくされているといった部分で、1日も早い学習環境の改善が急務となっていたという状況でございます。そのため、大槌小学校及び大槌中学校の校舎を施設一体型として建設するというものでございます。下の表に施設規模を掲載してございます。校舎等に関しては地上2階建て、構造は木造及び一部鉄筋コンクリートづくりで、延べ床面積で8,873.62平米でございます。屋内運動場については、同じく3,600.54平米でございます。それから、プール等が地上1階、平屋でございますが、木造で199.80平米、それに駐輪場がございまして、375.42平米でございます。延べ床面積の合計でいきますと、1万3,049.38平米となっております。

次のページ以降に位置図、それから計画図、配置図、平面図を掲載してございます。

最後のページをごらんになっていただきたいと思います。

これは入札結果の資料でございます。中段、入札者名というところなんですが、株式会社銭高組東北支店、それから株式会社平野組、今回初めて2社の応札があったという状況でございます。第1回目の応札で49億8,800万円、これは税抜きが表示でございますが、これで銭高組東北支店が落札したという状況でございます。落札率に関しましては、93%台の落札率でございました。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（阿部六平君） 質疑に入ります。阿部俊作君。
- 5番（阿部俊作君） さきに小中一貫校ということで、プールの構造について議員提案ありましたけれども、このプールの設計はどのようになっていますでしょうか。
- 議長（阿部六平君） 教育部長。
- 教育部長（澤館和彦君） プールの提案で、その上屋をかけたほうがいいとか、それからあとあったのは、床高ですか、床の上がり下がりという部分はあったということがあります。そういった部分はあったんですが、上屋についてはやっぱり水温が上がらないという部分があったり、あとそれから、照明とか送風機とか、そういった設備が必要になるということで、それは難しいだろうというところでございます。

それから、あと、床の昇降の関係なんですが、それについてはプールの整備費の大体

1.5倍ぐらい、それはそのもの自体がかかるという部分で、それは効果的ではないだろうという部分がありまして、そういった部分については整備してございません。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） それで、小学校と中学校のプールの使用についてはどのようになさるわけですか。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（澤舘和彦君） 年間の使用日数というか、12時間とかそういった部分なんです、それについては調整しながら共有できるという状況になってございます。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○3番（芳賀 潤君） 工期が28年9月になってます。全協のときに新しく追加の中で、余裕工期3カ月という話があったのは、この9月1日が含まれているのか、さらに3カ月の余裕なのかというあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（澤舘和彦君） 一番最後の入札結果の部分で、工期が示されてございます。それで、我々全協のあたりで説明してきた。これは18カ月に3回、最初21カ月、というのは、1月からきれいに計算すれば9月末になるという状況での説明してきました。実際、ただその21カ月というと630日で見ると、そうなった場合に、きょうで議決いただければ、工期は12月12日からとなるという状況になってございます。そして630日を計算すると9月1日となります。これは余裕工期も含んでの9月1日です。そういう状況でございます。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○3番（芳賀 潤君） ということになると、余裕工期3カ月含まれているとなれば、希望的観測でまことに申し訳ないんですが、多少早まれば夏休みに引っ越しして、後期の授業ができるというようなところで、一部学校の先生と話していたときに、夏休み明けてしまえばいろんな行事があつて本当にあわただしい時期に入るわけですよ。そうならば逆に言ったら冬休みが引っ越しかなとかという話もあつたので、そういうの今聞いて、できるだけ夏休みに引っ越しができればいいかなというふうな感じがします。

その前に、3回目で落札いただいたということで本当に安堵しております。

1 ページ目の木造プラスRCづくりになっています。どこの市町村でも学校つくるときには木のぬくもりであるとか、それが子供の健康にだとか、私も聞いてあれだった

んですけれども、インフルエンザの感染率も違うそうですね、RCと木造で。あとは、今の言葉で言うと、切れやすい子供と、切れ苦しいというのか、我慢強い子供、その状態像のあらわれも違うという研究データが出ていますけれども、この木造とRCの校舎と、あと管理棟がRCなのかとか、そういう雑駁でいいんですけれども、もしおわかりになればお答えいただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（澤舘和彦君） 構造的にまではちょっと詳しくはないんですが、木造で全部はやれないと、制限があると。そういった部分でどうしても一部は入ってくるという状況はあります。

あと、それから、構成材というか骨材というか、そういった部分にはやっぱりそこら辺が使われるのかなというふうに思っております。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○3番（芳賀 潤君） 基本的には校舎については、教室とかそういうものは木造、まあ躯体はね、別にしても、見た目とかそういうのはなっているということで安心しました。

いずれにせよ、新しい校舎が早くできることを望みます。まず、校舎の部分はそうにして、今度は校庭とかそういうものももうやるわけですけれども、この校舎と同じ時期に完成予定なんでしたっけか。それとも一部おくれるんでしたか。そこら辺、ちょっと見通しを。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（澤舘和彦君） 校舎についてこういった工期になってございます。そして、校庭とかグラウンドのほうについては、今用地交渉もなおやっているという状況なんです。そして地権者には同意は全ていただいて、来週には契約できるかなと。全て契約できるかなという状況まではなっています。そこら辺を含めて、今グラウンドの発注のほうでしているのは、まだ用地の承諾を得たところしか発注していません。それは、当然まだ用地の取得をしていないところまで含めて発注はできないので、それで今回用地取得が叶えば、それも含めて今度は変更契約というふうになります。それでグラウンドのほうの工期は出てくるかなというふうには思っております。まだそこら辺は確定していないという状況でございます。見通しは、とりあえず何とも言えないところではあります。ただ、校舎のほうについても半年はとりあえずおくられているというところもありますので、そこら辺で今だといろんな状況もあって、代替地の状況とかいろんなこと

もあるわけですね。そういった部分があるので、何とも言えないんですが、できればその合わせたいなというところはあるんですが、ただ、そこら辺は何とも言えない、今工期が決まっていないので言えないところではございます。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 今回のこの施設をつくるために、木造という表現がかなり出てますけど、先般の学校林の関係で、処分の関係が学校とかPTAに流れてきましたけど、ということは、その今、伐期を過ぎている学校林をこの校舎建設に結構有効利用したいという考え方でよろしいんですね。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（澤館和彦君） この学校林の伐採に関しては、後で議員の皆様にもご相談しなければならぬというふうには考えておりましたが、先日も学校林見て歩いて、切れるところ、多分森林組合とも相談して、とてもじゃない、これは出せないようなところにあるというようなものもあります。そういった部分で、ただ切れる部分については、いずれ切って、校舎の木材として使いたいというふうには考えておりますが、それは後ほど、いずれ議員の皆様にも相談したいなというふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） 校舎は大体半年ぐらい遅れると。芳賀議員のようにやっぱり夏休みに引っ越しができれば一番いいなと私もそう思っております。

もう1つ、インフラの関係、工期までに下水道ですかね、まあ上水道はいつていると思うので、下水道の関係、その辺は間に合っていくのかどうか。

○議長（阿部六平君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 小中一貫校におけるインフラの整備の観点ですけれども、議員おっしゃるとおり上水道については既に整備済みです。下水道のうちの汚水についてはこの供用開始、9月ですか、これまでには間に合わせるつもりではおります。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） 間に合うというよりも、まず8月に引っ越しをすれば、それまでに間に合ってくればいいなと思います。そうでなければ、浄化槽をつくったり、無駄な予算を使ったりするので、できるだけやれるものはやったほうがいいかなと、そういう観点からお聞きしました。わかりました。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 新しい学校ができるということで、喜ばしいことだと思います。

それで、私はやっぱり新しくできるのであれば、子供たちに快適な環境であってほしいと思うので、ちょっともう1つお尋ねしたいのは、プールにこだわるようなんですけれども、小学校と中学校、当然体格の差、これは前にもお話ししました。それで、授業配分で調整するというようなお話、ご回答でしたけれども、実際夏の間のプールの使用になると思うんですが、授業時間が少なく……、少なくというか狭まっている中での調整というのはかなり大変ではないかと思うんですが、その辺、人数、あるいはクラス数等々を計算してのことなのか、それとも現場任せなのか、どうなのでしょう。そこをお尋ねします。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（澤館和彦君） そういったプールの使用の仕方、そういった部分についても、学校側と相談した上でやっている話なんですけど、そして当然深さとか体格差って当然あるわけで、その部分については台みたいなのを入れて、そういった部分で対応していける。それからあと、時間数についても当然事業日数の部分は確保できますし、天気がいいときはプールを使わせると、そういった部分でできるだけ使わせるような格好ではやっていきたいというふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。終結いたしました。じゃあ、後藤高明君。

○10番（後藤高明君） こういう具体的な図面ね、私初めて見るんだけど、最初のこれは何遍も見ていました。横文字なイメージパース、ちょっとわからないけれども、これは何遍も見てました。中の何ページだべな、実際の図面、1階、2階というので初めてこういうの見たけれども、これ見ると、各学年2クラスずつで配置してるんですね。そうすると、将来大槌の児童生徒数が2クラス以上になる可能性はもうないと。というのはですね、これ大事な問題なんだけれども、私が議員になったころね、町内の小中学校の編成ということで、物すごく議論した時期があったんです。それで、遠距離である大貫台のほう、中山のほうからも通ってきているわけですね。スクールバスであれ何であれ。小槌もそのとおり、やっとな安渡、赤浜まで行ったわけですね。これから懸念されるのは、吉里吉里の中学校ももう生徒数が減ってね、やっぱり大勢の子供たちの中で鍛えていったほうがいいんじゃないかなと、私個人はそう思っているんですけどね。そういうこと等を考えていくと、本当はね、こういうのは常任委員会でやらなければならないんだけどね、こんな本会議でこういうのやるというのはおかしいと思うの。そ

の辺どうなの。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（澤舘和彦君） 今回添付している資料に関しては、前にも議会全員協議会のときにも提出して、説明はしたつもりでございました。全員協議会のときに多分資料で提出していると認識しております。

それからあと、クラス編成とかその学級数が2学級ずつしかないという部分はあるんですが、当然学年で動いたりして、1クラスふえたりとかいろんなことあるんですが、そういった部分に対応するために、多目的教室というのを設けています。これについては、仕切りもして使えるという部分もあるものですから、そういった場合にはそういった対応が可能だというふうには考えております。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） あのね、1枚目の写真とこの図面の配置ってね、全然違うでしょう。どう見ても。同じですか。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 説明が不足しております。パース図の屋根がかかっている部分、それから屋根と屋根の間をつないでいるところは、ウッドデッキになっていまして、そこが2階の屋上部分になっていきますので、見た目は棟が分かれているようですけども、次の図面のように総2階というか、そういう形になってございます。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 何かこうね、幅なんかも全然違うし、図面とね。それでね、これ見ると、要するに2階部分には小学生と中学生が一緒になるみたいですね、この教室見ると。7-1とか7-2というのは、これ中学1年生かな。ということでね、やっぱりこういうね、これから何十年も大槌の教育をしなければならない場所なわけだから、やっぱり時間かけて、せっかくみんなから選ばれた議員がいるわけだからね、そういうところでやっぱり話し合わなければだめだと思うんですよね。

以上、まずいい、返事はいいですから。はい、要望。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（澤舘和彦君） 確かにご相談もしなければならぬという、そのとおりだと思います。それで、何回か全員協議会のほうにもかけております。それで、その部分でも確か説明してきたというふうに記憶してございます。そういったことをご理解願いた

いと思います。

○議長（阿部六平君） 進行します。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第113号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第114号 大槌町公共下水道根幹的施設の復興事業に係る建設工事委託に関する協定の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第11、議案第114号大槌町公共下水道根幹的施設の復興事業に係る建設工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1. 契約目的、大槌町公共下水道根幹的施設の復興事業に係る建設工事委託に関する協定。

2. 契約方法、随意契約。

3. 契約金額、5億2,000万円。

4. 契約の相手方、東京都文京区湯島二丁目31番27号、地方共同法人日本下水道事業団、理事長谷戸善彦であります。

次のページの資料をお開きください。

仮契約の締結年月日は、平成26年12月1日でございます。

工事概要については、別紙参考資料を使ってご説明申し上げます。参考資料をお開きください。

1. 経過、公共下水道の面整備の拡大に伴い、汚水量の増加が見込まれることから、平成21年度より大槌浄化センターの増設工事に着手してきましたが、工事期間中東日本大震災津波により被災し、工事の中止を余儀なくされました。

震災後、災害復旧事業により原形復旧を行い、平成25年度に完了したことから、現在は通常稼働してございます。今般、土地区画整理事業及び防災集団移転促進事業の整備に伴い、復興交付金事業により公共下水道事業を整備しており、今後処理汚水量の増加

が見込まれることから、今回復興交付金事業を使って処理場の増設工事を行うものです。

2. 実施理由、当初の大槌浄化センター増設工事及び東日本大震災津波からの災害復旧事業、並びに今回の増設工事の実施設計業務を実施しており、当該施設に精通していることから、日本下水道事業団と協定を締結し工事を実施するものであります。

3. 事業期間は本契約締結後から平成28年3月31日まででございます。

4. 事業費は5億2,000万円であります。

債務負担行為における議会承認は9月議会においていただいております。

5. 工事内容、建設工事一式（オキシデーション立地、分配槽、場内配管、汚泥ポンプ等）、機械設備工事一式（沈砂池設備、反応タンク設備、最終沈澱池設備）、電気設備工事一式（水処理電気設備、水処理設計計装設備）。

6. その他、処理能力は既設の施設は1日当たりの処理能力1,150立方メートルが2池ですので、2,300立方メートルになります。

増設を計画している施設の1日当たりの処理能力は1,200立方メートル1池ですので、増設後の処理能力は1日当たり3,500立方メートルになります。

なお、復興事業が完了した時点において見込んでいる処理汚水量は1日当たり大体3,300立方メートルでございます。

一般平面図を添付しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 浄化の増設ということであるわけですが、この公共下水の範囲はどこまで見込んでの量なのか、その辺をお聞きしたいです。

まだ整備されていないところが結構あるんですが、町内のどの地域あたりまでを処理する予定でこの増設が図られたのか、その辺をお尋ねします。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤原 淳君） 対象の範囲ですけれども、柁内地区、あと沢山地区、安渡地区、赤浜地区となっております。あと町方地区ですね。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） これから例えば寺野、それから臼沢、それから三枚堂、この辺もあると思うんですが、その辺はどういう形になるのでしょうか。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤原 淳君） 済みません、現在寺野地区のほうも防集団地等の整備、災害公営住宅、あと県立病院の整備等で行っていますけれども、寺野地区のほうも下水道のほうに入ります。それで、花輪田地区等で、その地域の住民の方々等からも要望等もございましたけれども、今回の寺野地区を整備するに当たり、現在高清水地区まで下水道の管のほうがいておりました。それで、施工の期間とか、工事の期間とか経費等を考慮したところ、そのまま高清水地区のほうから臼沢地区のほうを通過して寺野地区のほうに下水道のほうを迎えに行くという工程のほうを組んだ経緯があります。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 今後の計画として、まあ高清水までは行ったと。例えば、三枚堂地区にも確か公営住宅ができるようになる予定のはずなんですけど、その辺を含めて、あと途中の花輪田、この地域、生井沢、この辺はどういう形で今後方向性を持っていくのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 下水道の整備でございますけれども、基本的には下水道事業というのは都市計画事業とあわせて認可をとってございます。したがって、基本的には下水道の処理をする区域というのは、用途地域のかかっている区域が基本原則でございます。したがって、今用途がそれぞれの地区の中でかかってございますけれども、その地区にはいずれかの時点では公共下水道事業がまいると。今回の場合は、既に供用開始している区域の部分と、それから防集団地、あとは区画整理事業の部分、その部分を今回おもにやっています、基本的にはどんどん広げることが可能なんですけど、その反面、公共下水道の中ではいろいろと浄化槽の整備等が、補助が出ないとかいうものがあって、被災した方には今回そういった補助についても出しているんですけど、その方以外には出ないということもございまして、基本的には今回は部分的に、区域的にその認可の拡大をしてございます。その認可拡大した区域が今回のこの処理能力の部分ということで整備してございます。

三枚堂地区でございますけれども、基本的には農振の用地がかかってございますので、今言ったような開発を、復興における開発をしない限り、農用地のなかなか制限というのはできないので、基本的には面的なそこに下水道を整備することは非常に難しい。ただ、今、公営住宅ありますので、それを区域外流入とするか、あるいはそこはそこで別に浄化槽を設けるかというところは検討中でございます。

- 議長（阿部六平君） 東梅 守君。
- 3番（東梅 守君） ということは、今回の増設では、これ……。
- 議長（阿部六平君） 4回だね。3回までですから。岩崎松生君。
- 11番（岩崎松生君） 今回増設するということは震災前からの計画はあったわけなんですけど、ちょっとその処理量というの確認したいために、震災前の下水道の利用戸数と、震災後に今後見込まれる戸数はどのぐらいになるのか。それによってこれから増設しなければならないところも出てくるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいんですが。
- 議長（阿部六平君） 環境整備課長。
- 環境整備課長（藤原 淳君） 現在の大槌浄化センターへの流入量は、1日当たり700から800立方メートルということになっております。現在の使用件数は595件ということになっております。それで、現在、今私の手元のほうに震災前の資料と、あと今後の件数のほうについてはちょっと今資料持ち合わせておりませんので、後で回答させていただきたいと思います。
- 議長（阿部六平君） 岩崎松生君。
- 11番（岩崎松生君） ごめんなさいね、ちょっと古いことを聞いてしまったんだけど、要するに震災前は戸数は多かったんだけど、利用者が、全戸がつないでいるわけではなかったんで、実際の利用している戸数と、これから人口が少なくなっていく中で、戸数などのくりになるのかなと。それによってこの処理能力というのは変わってくるのかなと思ってちょっとお聞きしました。わかりました、後でよろしいですよ。
- 議長（阿部六平君） 東梅康悦君。
- 6番（東梅康悦君） 先ほどの東梅 守さんの続きしたいと思うんですけど、まず確認なんですけど、今岩崎議員の質問に対して、今の日量は700から800ということですね。これに、それが595戸と。プラスこれから区画整理事業や防集団地で家が建っていくと、これはもちろんふえていくわけで、それがマックス3,300ほどが見込まれるということの表なんですけど、これってあれですか、先ほど花輪田の関係が出ていましたけど、花輪田地区からも今回要望書も出ているわけですが、その花輪田地区が今用途になっていないというのはわかるんですけど、あそこに住んでいる方々から見れば、一番浄化センターに近いところにおいて、何で我が地区は下水道の恩恵を受けられないんだという、簡単な疑問になるわけですね。ですので、そこら辺をやはり加味した今後の計画であってほしいなというところなんです。いずれ、3,300が例えば防集団地とか区画整理事業

で利用されてもまだ余裕があって、あたりの花輪田地区等の、例えば下水を普及させた後でも、それで賄えますよという説明ならわかるんだけど、そこら辺ちょっともう1回確認したいんですけど。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 処理量のことですけれども、今言ったように、今回増設するのは1日当たり3,500トンという処理能力でございます。そして、見込まれるのは3,300であると。それから、下水道においては、1つは普及率と、それから水洗化率というのがございまして、いわゆるその整備をした区域、供用開始の告示をした部分が普及率、基本的にはその普及率の普及した部分でこのトン数は考えてございます。その中で、今までの下水道というのは、例えば震災前であっても、水洗化率は大体よくても7割か8割というところを考えますと、基本的には処理能力というのはかなりの余裕があるということはまず第1点でございます。

それから、花輪田地区でございますけれども、これまで花輪田地区はそういった部分では用途がかかっていない部分もあったりしてですね、それから、もう1つは、その中にいわゆるバイパス道路、あるいは大槌・小槌線があつてですね、その横断部分、あるいは河川横断という部分で、大きな工事があつて、基本的には今の路線でいきますと、まず寺野に下水道が行ってから花輪田に行くという順番ですので、まず寺野の整備が先だということでございます。全体計画の中においては、花輪田地区も入ってございますので、その中で花輪田にはいずれ供用はするというところでございます。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（阿部六平君） 進行してよろしいですか。進行します。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第114号大槌町公共下水道根幹的施設の復興事業に係る建設工事委託に関する協定の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

1時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時58分

再 開

午後 1時10分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

日程第12 議案第115号 町道の路線認定について

○議長（阿部六平君） 日程第12、議案第115号町道の路線認定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今回新たに認定しようとする路線は7路線でございます。

別紙をごらんください。

路線番号1154号、大ケロ13号街路線、起点は大ケロ二丁目175番44、終点は大ケロ二丁目175番310です。

路線番号3064号、北田6号線、起点は吉里吉里四丁目302番2、終点は吉里吉里四丁目316番です。

路線番号3065号、北田7号線、起点は吉里吉里四丁目314番16、終点は吉里吉里四丁目314番1です。

路線番号3066号、北田8号線、起点は吉里吉里四丁目413番18、終点は吉里吉里四丁目413番4です。

路線番号3067号、北田9号線、起点は吉里吉里四丁目409番15、終点は吉里吉里四丁目409番15です。

路線番号3068号、浪板1号線、起点は吉里吉里第9地割字和山38番2、終点は吉里吉里第9地割字和山43番です。

路線番号3069号、浪板2号線、起点は吉里吉里第9地割字和山43番、終点は吉里吉里第9地割字和山43番です。

参考資料として認定する路線の位置を表記した認定路線図を添付してございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）よろしいですか。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第115号町道の路線認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第13 議案第116号 大槌町と岩手県との間の平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止する協議に関し議会の議決を求めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第13、議案第116号大槌町と岩手県との間の平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止する協議に関し議会の議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波により生じた廃棄物の量が膨大であったため、地方自治法第252条の14第2項の規定により、岩手県へ廃棄物の処理に関する事務を委託して処理を進めてきたところでございます。その処理が今年度終了したことから、事務の委託を廃止することについて、岩手県と協議するため、同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

参考資料として今回の協定に基づき処理した災害廃棄物の実績重量と年度ごと委託料を記載してございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） この参考資料の中に入っていないものは、これはどうなっているんですか。前にも、以前に私が言った、海から上げられた黒土がかなり船で、大船で大槌町から出ていきました。その土については何か国庫に入ったんだか、どこに行ったんだか、それはどうなっていますか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） それは有機物を含んだ津波堆積土だと思います。それは、一時は船で大船渡の太平洋セメントのほうに持って行って、焼却処分をさせていただいて、

それを残ったものをまた持ってくるというような処理の仕方をしたものでございます。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） そうならば、その廃棄物戻ってくれば、それはどれに入ってるんですか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 津波堆積土に入っております、再生利用できるものは再生利用してございます。

○議長（阿部六平君） 進行します。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第116号大槌町と岩手県との間の平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止する協議に関し議会の議決を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第14 議案第117号 平成26年度大槌町一般会計補正予算（第9号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第14、議案第117号平成26年度大槌町一般会計補正予算（第9号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。

9款地方交付税1項地方交付税、補正額2億3,576万2,000円は、震災復興特別交付税であります。

12款使用料及び手数料1項使用料、補正額16万8,000円は、新町に整備しました産業集積地使用料であります。

13款国庫支出金1項国庫負担金、補正額2億347万円は、公共施設管理者負担金等であります。

2 項国庫補助金、補正額2,014万4,000円は、子育て支援交付金等であります。

14款県支出金 1 項県負担金、補正額592万8,000円は、応急仮設住宅等共益費負担金等
であります。

2 項県補助金、補正額1,595万円は地域支え合い体制づくり事業補助金及び原木しい
たけ緊急支援対策事業補助金等であります。

17款繰入金 2 項基金繰入金、補正額 5 億4,950万3,000円は、ふるさとづくり基金繰入
金及び東日本大震災復興交付金基金繰入金等であります。

18款繰越金 1 項繰越金、補正額8,697万7,000円は、今回の補正に伴う一般財源であり
ます。

19款諸収入 4 項雑入、補正額6,241万2,000円は、土壌汚染対策工事負担金過年度返還
金等であります。

2 ページをお開きください。

歳出。 1 款議会費 1 項議会費、補正額42万円は会議録作成業務委託料等あります。

2 款総務費 1 項総務管理費、補正額4,225万9,000円は、職員共済費及びふるさと納税
特産品贈呈事業委託料等あります。

2 項徴税费、補正額300万円は、町税過年度還付金及び還付加算金であります。

3 款民生費 1 項社会福祉費、補正額1,238万4,000円は、福祉避難所運営備品等整備事
業に伴う備品購入費等あります。

2 項児童福祉費、補正額247万1,000円は、利用者の増加等に伴う放課後児童クラブ指
導員賃金等あります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費、補正額785万1,000円の減額は、町単独で実施する浄化槽
設置整備事業補助金の復興費への予算組みかえ等あります。

2 項清掃費、補正額144万9,000円は、リサイクルセンター設備等の修繕料及びごみ質
組成分析業務委託料であります。

6 款農林水産業費 1 項農業費、補正額317万4,000円は、制度改正に伴う農地台帳シス
テム改修業務委託料等あります。

2 項林業費、補正額2,416万2,000円は、原木しいたけ緊急支援対策事業委託料であり
ます。

3 項水産業費、補正額63万6,000円は、職員の人件費であります。

7 款商工費 1 項商工費、補正額132万7,000円は、職員の人件費等あります。

8 款土木費 1 項土木管理費、補正額233万9,000円は、職員の人件費等であります。

2 項道路橋梁費、補正額4,029万円は、道路除排雪業務委託料及び三枚堂大ケ口線調査測量設計業務委託料等であります。

5 項住宅費、補正額124万6,000円は、柁内地区災害公営住宅の火災保険料及び定住促進住宅建築報告書作成業務委託料等であります。

9 款消防費 1 項消防費、補正額 1 億8,147万3,000円は、釜石大槌地区行政事務組合で実施する大槌消防署建設事業に伴う釜石大槌地区行政事務組合消防費負担金等であります。

10 款教育費 2 項小学校費、補正額198万4,000円は、小学校の光熱水費及びスクールバスの燃料費等であります。

3 項中学校費、補正額78万5,000円は、中学校の光熱水費及びスクールバスの燃料費等であります。

3 ページをお願いいたします。

4 項社会教育費、補正額86万4,000円は、公民館分館事業に伴う報償費等であります。

12 款公債費 1 項公債費、補正額100万円は、災害援護資金貸付金の償還に伴う町債元金繰上償還金であります。

15 款復興費 1 項復興総務費、補正額 2 億円は、吉里吉里地区都市再生区画整理事業により交付される公共施設管理者負担金に伴う復興交付金基金積立金であります。

2 項復興推進費、補正額2,515万7,000円は、都市計画デジタルデータ整備業務委託料等であります。

3 項復興政策費、補正額2,408万円は、大槌町東日本大震災津波記録誌編纂業務委託料等であります。

4 項復興農林水産業費、補正額122万1,000円は、共同利用漁船等復旧支援対策事業費補助金であります。

7 項復興都市計画費、補正額 2 億4,794万1,000円は、区画整理及び防集事業で実施する用地取得支援事業業務委託料及び沢山地区防集団地集会所設計業務委託料等であります。

8 項復興用地建築費、補正額3,161万2,000円は、浪板地区漁業集落防災機能強化事業に伴う用地買収費であります。

9 項復興防災費、補正額2,836万2,000円は、赤浜地区町民水泳プール解体工事であり

ます。

12項復興支援費、補正額 3 億852万9,000円は、町独自住宅再建事業実績に伴う大槌町被災者新築住宅支援事業補助金及び町独自支援として新たに設けた大槌町産材等利用住宅促進事業補助金等であります。

4 ページをお開きください。

第2表繰越明許費。追加。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、事業名、社会資本整備総合交付金事業（復興枠）、金額 6,100万円。

15款復興費 3 項復興政策費、事業名、大槌町東日本大震災津波記録誌編纂事業、金額 1,250万円。

15款復興費 9 項復興防災費、事業名、赤浜地区町民水泳プール解体事業、金額2,836万2,000円。

事業の進捗等により工期が翌年度に及ぶことから繰越明許費を設定する事業 3 件であります。

5 ページをお願いいたします。

変更。15款復興費 8 項復興用地建築費、事業名、災害公営住宅整備事業、変更前金額 20億1,300万円、変更後金額24億7,500万円。寺野地区に整備する災害公営住宅の追加に伴う金額の変更 1 件であります。

6 ページをお開きください。

第3表債務負担行為補正、追加、事項、安渡地区公民館及び避難ホール整備事業、期間、平成26年度から平成28年度まで、限度額 8 億6,400万円。災害復旧する安渡分館及び併設する避難ホールを 3 カ年において整備する債務負担行為 1 件であります。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

4 ページ、第2表繰越明許費、追加。進行します。

5 ページ、変更。進行します。

6 ページ、第3表債務負担行為補正、追加。進行します。

9 ページ、歳入。9 款地方交付税 1 項地方交付税。進行します。

12款使用料及び手数料 1 項使用料。進行します。

13款国庫支出金 1 項国庫負担金。進行します。

2 項国庫補助金。進行します。

14 款県支出金 1 項県負担金。進行します。

10 ページ、2 項県補助金。進行します。

17 款繰入金 2 項基金繰入金。進行します。

11 ページ、18 款繰越金 1 項繰越金。進行します。

19 款諸収入 4 項雑入。三浦 諭君。

○ 1 番（三浦 諭君） 災害援護資金貸付金についてお尋ねいたします。

当初、支払期間 5 年間免除して、5 年後から支払い開始しますという内容の貸付金だと思われましても、その前に恐らく返納しますという内容だと思われましても、今現在残高どれくらいあるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○ 議長（阿部六平君） 被災者支援室長。

○ 被災者支援室長（田中恭悦君） 三浦議員のご質問にお答えいたします。

援護資金の部分につきましては、災害等によりまして負傷、または住宅等が被害に遭われた方に対しまして、法律に基づいて生活再建に必要な資金を貸し出しするという制度でございます。平成 23 年度から始まりまして、26 年度の実績の分はないんですけれども、今まで 71 人の方に 1 億 8,585 万円ほど貸し付けているという状況でございます。このたび、平成 23 年度にお借りした 1 名の方から繰り上げの償還のほうの申し出が出たということがございまして、そうしますと、今の残高の部分になりますと、人数で 70 人、あと金額のほうで 1 億 8,485 万円が今の償還の未済という形になってございます。

○ 議長（阿部六平君） よろしいですか。

12 ページ、歳出。1 款議会費 1 項議会費。進行します。

2 款総務費 1 項総務管理費。阿部俊作君。

○ 5 番（阿部俊作君） さきに補正予算で職員給与のことで皆さん頑張っているということで、人事院勧告に基づいて給料を上げるようになったわけなんですけれども、県内、ちょっと聞いてみましたらば、期末手当に関してはまちまちな対応なようなんですけれども、大槌町のほうではこの期末手当に対しての人事院勧告等の対応で決めたのでしょうか。

○ 議長（阿部六平君） 総務部長。

○ 総務部長（平野公三君） 人事院勧告で給与改定につきましては人事院勧告と、また県の人事委員会の勧告と 2 つございます。大槌町とすれば、岩手県の人事委員会の勧告を

受けまして、加給金、つまりはボーナス部分については同じにしておりますので、今回については県内においても国の勧告で受けるのか、岩手県の人事院勧告を受けるのかということで区分されているということになります。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 職員もこの給料、そうしたものによって生活を維持しているわけですし、さらに、こういう被災地におきまして、本当に心身ともに大変な状況で仕事をなさっているわけですので、こういう勧告、隣のほうでは国の基準、それから大槌町では県、そういうふうなことを聞いたりしていますけれども、やはりこういう給与に関してはせっかく職員組合もあるので、そっちの職員組合等の協議をきちんと持って決めたほうがいいと思いますけど、その協議のほうはどのようになっておりましたでしょうか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 組合とももちろん話をしています。ただ、公務員給料はやはり近隣の市町村のバランス、または県内のバランス等もございます。今回の場合はやはり地域に根差した岩手県の人事院が勧告した勧告内容を踏まえて、大槌町としては近隣市町村の中でのバランスをとって、岩手県の人事院勧告を受け入れてやったということになります。組合とも話をしております。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 本当に大変な仕事をやっていると思いますので、やっぱりその組合を初め、こういうのは代表で話をしていると思うんですけども、十分職員の悩み、それから生活、そういうものを吸い取りながら頑張っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） やはり職員組合としっかりと、賃金問題だけではなく、労働環境も含めてしっかりとこれから話し合いをしていきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 企画費をちょっと。この前のふるさと大槌会でもね、ふるさと納税というのがありまして、大変な、それこそ大槌町に対して協力金をいただいたようございまして、それはそれにしまして、ここに改めてふるさと納税特産品の贈呈事業というのが出たわけですけども、これはふるさと納税に対して、この事業委託の特産品の贈呈は何%ぐらいになっているのかなということを、その辺のところをお伺い

しておきます。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） あくまでも寄付総額ということでよろしいでしょうか。それであれば15%程度想定しております。（「はい、了解」の声あり）

○議長（阿部六平君） 進行します。

13ページ、2項徴税費。東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） よくこのごろの新聞を見ていますと、役場が個人事業主等に報酬等を支払うとき、源泉をしていなかったという市町村がよく見受けられるんですけど、大槌町においてはそういうことはないと思うんですけど、一応確認の意味で調査等をしていただのかどうかというところをお尋ねしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 税務会計課長。

○税務会計課長（三浦大介君） お答えします。

釜石税務署さんのほうからやはり県内の市町村、こちらですと釜石税務署さんは遠野、大槌、釜石ですか、の部分にやはりその調査ということで、例えばその対象は全てではなくて、業務委託、個人の、例えば測量士さんとか、そういった個人の方にお支払する際に源泉しているかというような調査項目、その他あるんですけども、うちのほうではあくまでも法人とか、個人に対して契約してお支払しているものはないということで、回答につきましてはうちのほうはそのとおり対象になっているものはございませんということと、あわせて源泉はそのとおりされているということで、確認はしてございます。

○議長（阿部六平君） 進行します。

3款民生費1項社会福祉費。進行します。

2項児童福祉費。進行します。

4款衛生費1項保健衛生費。進行します。

14ページ、2項清掃費。進行します。

6款農林水産業費1項農業費。進行します。

2項林業費。金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） この原木しいたけ緊急支援対策事業、これは大体しいたけ栽培している人たちは何%ぐらいの補助で、あとどのぐらいこれ続けていくものだから。

あとは、きのうだったかも出たけれども、セシウムの関係で、これはあと町とすればどのぐらい調査していくか、そこお聞きします。

○議長（阿部六平君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君） お答えいたします。

この原木しいたけ緊急支援対策事業につきましては、全額県の補助事業でございます。100%の補助であります。この事業をした上で、除染を含めた事業をしたものが改めて調査をして、セシウム100ベクレル以下であれば、再開の方向づけが協議できるという前提でございますので、この事業が最終でありきの事業であります。

それとあと、この事業につきましては、今回補正で追加しますが、今年度中に事業については終了させたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 100ベクレルの話は聞いて知っていますけれども、実際立木が今まで、中山のほうは大丈夫だということで切って使っていますけれども、実際今まで切って使っていたところの立木が、下の除染はいいんですよ。立木についてどのくらいのセシウムが現存しているかというの調査しましたか。

○議長（阿部六平君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君） 立木全体につきましては調査はしてございません。

ただ、ほだ木については前回の補正、臨時議会の補正予算でほだ木に関するセシウム基準値以下のほだ木の購入については補助事業で対応してございます。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） いつまでも全額補助というわけにもいかないと思うんですよ。そうした場合、今までの自分たちの山林とか、共同で使っている山の立木を切って生産しなければならぬんですよ。そうしたとき、やっぱり立木にあるかないかわからないセシウムというのはさ、やっぱりランダムでも調べていかないと、やっぱりいつまでも補助、補助というわけにいかないと思うんですが、どうですか。

○議長（阿部六平君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君） 議員ご指摘のとおりでございます。ただ、今現在立木については実際調査のほうについては保留でございます。ただ、今回の実はこの補正予算でございますが、25年度に事業の予算計上して、繰越明許で一部してございます。その関係で事業実施した段階で既存のほだ木等を含めた対象地区のほだ木に関するものが新たにセシウムがあるというものがわかりまして、それらを今回追加するということでございますので今現在この補助事業を導入すれば、今該当する方々のほだ木、ほだ場

については完了できると思っております。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 現在、ほだ木についてはシート等でくるんで山に置いているわけなんですけれども、今後処理についての見通しはございますか。

○議長（阿部六平君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君） この事業自体は一応最終的には焼却するという前提での事業でございます。ただ、今現状では焼却できる場所がございませんので、今現在は各個人の方々にその場を確保していただいて、今はシート等で覆って、一応保留している状況でございます。

焼却施設等につきましては県のほうでもいろいろ今動いてございまして、該当する施設が可能かどうかについては、今後協議していく形になろうかと思えます。

○議長（阿部六平君） 進行します。

15ページ、3項水産業費。進行します。

7款商工費1項商工費。進行します。

8款土木費1項土木管理費。進行します。

2項道路橋梁費。小松則明君。

○7番（小松則明君） 委託料についてお伺いします。

この三枚堂大ケ口線調査測量設計委託料となっております。これ多分トンネルかと思っておりますけれども、まず、このトンネルについては、町民また町の方々、議会、いろんな方々の、そして国の理解があって進んでいるということだと思っておりますが、現在の状況、それから、それをいつごろ議会のほうに出してもらえるのか。また、それとトンネルの出入り口にかかわるそういう地域の方々に話を通さなければ、いろんな面で不具合が生じるかと思っておりますけれども、そういう、現時点の状況についてのお話をいただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤原 淳君） 三枚堂大ケ口線のトンネルのほうの業務委託ですけれども、今年度、岩手県の土木振興協会のほうへ業務委託をしております。それで、11月中旬にルートの方3案提示されてございまして、ルートとあとは概算事業費ですね、提示はされてきておりました。それで、今回の事業のほうは、内示額のほうが19億6,000万円ということで、事業の内示額のほう受けておりましたけれども、業務委託していただ

いて、ルートと概算事業費を出してもらったところ、この内示額を上回る金額が出てきているということで、この前、先月の後半のあたりですけれども、県のほうへ事業費が増額になりそうだとこのころで相談等を行ってまいりました。県のほうの見解とすれば、あくまでも内示額の中で事業を進めていただきたいというような回答でございましたので、再度土木振興協会のほうへルートと事業費のほうの再検討を今お願いしているところでございます。

その結果については、年明け1月の中旬ごろをめどに出していただくこととなっております。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） トンネルやるにも決まったということで、予算額ということで、あのときは概算の予算額ということで、調査してこういうお金がかかるということを出したときには、今時点国のほうでも何かお金の巾着袋を締めているような形が見えてくるというこのごろのいろんな部分でそういう形が見え隠れしている状態でございますが、ぜひ町民の悲願であり、大槌町全体の悲願でありますし、物にするんだと、そういう心意気で大槌町一丸となって県なり、またそうでなければ今いろいろ選挙とかやっていますけれども、また全員で行くとか、そういうものに対してお金の獲得ということ、また町長もいろんな場所に行って陳情ということをしてほしいと思っております。

返答はこれからの問題となりますのでいいですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 関連して聞きますけれども、今課長からの報告で、県の調査しているところで3案出たと。そう言いましたよね、3案。いずれにしても、そのコースが、この間中話し合ったコースは決まったわけじゃないから、当然3案出るのも不思議じゃないと。大槌町を大きく見た場合ね、すごく利活用するというような場合どこが一番いいかというのでやっぱりコース決めなければならないと思います。そのコースを決めるときにはぜひ議会のほうにも話して、みんなの意見を聞きながら、そのコースを決めていただきたいと思っておりますけれども、どうですか。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 大変重要な案件であります。このことについては、この三枚堂大ケ口線の事業以外についても、これまで議会と相談しながら、そして全協でも説明してまいりましたので、これは議員、いわば特にとりうふうな話の考え方のように聞こえま

すが、いずれこれまでもやってきたということで、これもぜひ丁寧に説明していきたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 町長から柔らかく今の話されたので、実際はね、何とかこの道路をつくれば町の将来のことというので町長にお願いして無理やりこれを通そうと、町のためだというので賛同を得てこれを進めたものです。そのとき、やっぱり議会から持ち出した話だから、何とかコース決めるときはそういう話しましょうというのでそのときは終わったんだけど。実際は出てきたコースが大ケロの中央じゃないけども、あの辺から通すコースが出てきたと。これ違うんでないかと。やっぱり話し合ってからどのコースがいいかと決めるのが当たり前じゃないかと言ったんですけれども、その点数がどうでこうで、ああでこうでという話でした。実際あのころから見ればさらに桎内のほうにもどんどん家も建つし、どんどん上流部にそういう家屋が建っていけば点数だってそれは変わらないと思うんですよ。だから、やっぱりこういう大事なことは、くどいようですけれども話し合いしながら決めたほうが一番いいんじゃないかなと思って今聞いております。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） していないという、しないということは言っていないので、当然ながらこういったことについてはしっかりと議員の皆さんにもお知らせしながら、そして相談しながらやっていかなければならないことだというふうに肝に銘じております。また、あえて言うならば、一応約20億円という数字を示されて、これまで要望してきた中で、今この3案の中でかなりの高額な、そして距離も大変な距離の考え方のルートも出てきております。ただ、やはりこの現実的な問題として、必ず通すんだという思いでは、皆さん同じ思いではないのかなと思います。したがって、我々としても県国に通るような理屈をしっかりと持っていかなければならない。そのことで議員の皆さんにもご理解をいただきながら対応していかなければならない事案かと思っておりますので、いずれ相談してまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 進行します。

16ページ、2項道路橋梁費。進行します。

5項住宅費。小松則明君。大きい声を出してください。

- 7番（小松則明君）　ここの部分で、住宅費の中の工事請負費、町営住宅駐車場区画線設置工事、ここの部分というのはどこを指しておりますでしょうか。
- 議長（阿部六平君）　環境整備課長。
- 環境整備課長（藤原　淳君）　大ケロ二丁目町営住宅になります。町営住宅の構内ということになります。
- 議長（阿部六平君）　小松則明君。
- 7番（小松則明君）　二丁目公営住宅の構内。構内ということはその道路ということの認識で受け取っておりますが、そのところに駐車場をつくる。都会では道路の脇に駐車場をつくり、時間的な料金を払いながらという部分もありますが、そもそもあその住宅をつくる場合の道路幅というものはどうあったのか。つまり、駐車場をつくった場合に、その残った道路幅、それで何かあった場合、いろんな住宅があるんですけども、最低必要な道路幅というのはどのくらいなものなのか。また、緊急的なもの、いろんなものを勘案してからその駐車場というのは実施されている状況になっているのかお伺いいたします。
- 議長（阿部六平君）　環境整備課長。
- 環境整備課長（藤原　淳君）　現在駐車場を計画している道路幅なんですけれども、道路幅のほうは6メートル、それで駐車スペースとして2.5メートルを予定しております。車が通るスペースとなるところが3.5メートルということになっております。
- 通常の町道とかとは違って、構内の道路というところで通行する際には特に支障はないというところで認識しております。
- それと、敷地内のほうには消火栓等もございませうけれども、その消火栓のところについては、駐車スペースのほうは避けているという状況にあります。
- 議長（阿部六平君）　小松則明君。
- 7番（小松則明君）　課長ね、路上駐車がある、そういう部分とかいろんなことがあるでしょうと。私が言っているのはね、その道路幅を6メートル最初とったその経緯、いろんな場合、消火栓等もと言うけれども、消火栓が1つあったから1つの消防車が行って終わりじゃないんですよ。大槌町は1つのサイレンで全消防団、消防署が動くんです。その数は何十台ですよ。その近くに集まる。そういう部分に対して、私が言うのは、平時じゃないときのことをいつも言っているんですよ。平時のときはいいかもわかりません。そうじゃないときの場合をやったときに、そこを駐車場、有料駐車場にした場合、

そのところに危害を加えたとなったら誰が責任とるんですかということまでなるんです。例えば、それ道路以外の部分に対して、もし置けない方々がいた場合に、新しい駐車場を別の場所につくるというならば、「ああ、そうか」となりますけれども、道路に駐車場をつくるということについては、いかんせん矛盾を感じるということですから、それについて私今度3回目になりますので、これ本当に実施して、責任はちゃんととれるんですねと、とりますということまで、こういうきつい言い方しますが、それでも。例えばですよ、その駐車場のつくりかたによって、あそこの例えばフェンス、フェンスを撤去して、その中庭に入れるとか、そういう部分もあるんだよ、いろんな状況を兼ね備えて、いろんな考えをできるんじゃないのかなと思いつつながら、私は思いで言っております。駐車場は絶対必要なものですから、じゃあその考え方を変えて、フェンスをとってつくったらどうなのかとか、そういう考えのもとでいろんな試案をやるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤原 淳君） 議員のご指摘のとおり、緊急時等の際、懸案になっているかと思っております。駐車場のあり方については、さまざまな方々との、まだ計画段階ですので、そのアイデア等は取り入れていきたいと思っております。ただ、駐車場が不足しているということは現実問題として、今でも夜間駐車していると。路上駐車のような状況になっているところを考えると、やはりある程度駐車スペースのほうの確保というのは必要だと思いますので、さまざまな角度のほうから検討して、問題を解決していきたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 私も関連して、というのはちょっと言われたものだから、あれですか、こういって右側の大分前に建った町営住宅でしょう。結構あそこに入っている人たちの家賃何ていうの10万近い家賃もあるんでしょう、まず。それでね、これ今どこの町でもそうだと思うんだけど、普通の入居者、夫婦だとか、子供がいるとね、2台、3台というのは普通なんです。この間大槌から盛岡へ引っ越した家族も、2台はあるけど1台借りるというのに大変苦労をしているみたいですが。だからね、当初から結局町営住宅つくった段階で、ああいう前に広い道路があるからまあいいなという感じで入ったと思うんですね。何かその駐車料金もとるとか何とかということ言われたんですけど、どうなんですか、そこは。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤原 淳君） 今回計画している構内の道路上への駐車スペースなんですけれども、通常の、ほかの駐車場と同じように月額で契約していただいて、車をとめていただくというところで、とめる車等はきちっと届け出を出していただいて、町のほうから許可を出して使用料金を支払ってとめていただくということになります。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） それで、ちょっと固有名詞出すのは控えますが、結構大槌の言葉では「日手間どり」だ。そういう人たちも入っているんです、あそこに。それでね、1,000円であろうと2,000円であろうと、私知っているところの家庭なんです、もうぎりぎりの生活やっていますよね。だから、あそこに町営住宅つくる段階で、本来であればね、1世帯で2台か3台くらいとめられるぐらいのスペースがあればいいけれども、まあそれも無理な話でね。ただ、今小松議員からも言われたとおり、すぐ前は川なんです。でも、あんたたち経験ないと思うんだけどね、あそこ低い堤防だしね、川氾濫したりなんかしたら大変なことになると思うんです。しかも道路の幅はわずか6メートル。片方にダーッと並べられたらトータルで困るでしょう、すれ違いするのに。そういうことで、余り。お願いですけれどもね、できれば無理をしないでね、今入っている町営住宅の入所者にね、それだと自由に使わせた方がいいような気がするんですけども、どうでしょう。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤原 淳君） 現在計画しているのは、駐車スペースのほうは8台程度ということになります。片ほう全面駐車スペースということにはならないわけなんですけれども、好きなように使わせるということになると、現在問題が生じている、実際に駐車場の料金を支払って、正規に駐車場の料金を支払っている方と、そうではなくて無断で駐車をしている人とのその格差というか、不公平感というのが生まれます。今回その駐車場を計画したのもそういう不公平感という問題も現に住民の方々からの指摘等もありまして、駐車しないでくださいというお願いをしたところで、やはり車をとめるスペースもないという問題もあって、それならば思い切ってちょっと計画してみるかというところで、今回のその駐車スペースの計画ということになっております。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） それでね、私も行って見たの。そしたら、町営住宅の向こうに

災害公営住宅ができてね、いっぱい、何かあの辺がもう狭くなったんですよ。それで、理想を言うときりがないけれども、この間仙台の災害公営住宅見たらば、集会所はある、広場はある、大槌に求めても無理だけどね、ただそういう窮屈の中で結局今回の震災に遭われた人たち、あるいは前々から町営住宅に入っておられる方々ね、みんなそういう思いで生活しているんですよ。だから、何て言うか、決して高い手間とっているわけでもないしね、その辺は大目に見るところは見てね、いろんなルールとか何かはやっぱり入所者の人たち集めて話し合うとか、そういうことをやっていただいて、何とかお金をとらないような方法でお貸しいただきたいなど、要望して終わります。以上です。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 後藤委員のせっかくのご提案でございますけれども、いわゆる災害公営住宅の駐車場については、昭和63年ごろから駐車場の条例をつくってまして、全ての駐車場については料金をいただいております。したがって、無料でお貸しすることはございません。

それから、もう1つ、車を例えば買うに当たっては、必ず車庫証明が必要になってきますので、もしそれを黙認することになれば、法律上の違法を認めることとなりますので、一切そういうことはできないと、できかねるということでございます。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 私も言いたくないけど、まあしょうがないから、この報酬の町営住宅入居者選考委員ということの2万5,000円と微々たるもんですけれども、実際的に今の町営住宅の、課長、町営住宅の中で、家賃だとか水道料金だとかさまざまな滞納の事件はないですか。全額支払って、そのままやっておりますか。そのようなところをまずお伺いいたします。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤原 淳君） 家賃の滞納者ですけれども、正確な数は今ちょっと資料を持っていませんので、お答えはできませんけれども、滞納されている方もいらっしゃるというところでございます。

それで、滞納されている方については、10月ごろですか、一度文書のほうを発送いたしまして、家賃のお支払い等のお願いをしているところでございます。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 後藤さんの話と反比例するような言い方しますけれどもね、やっ

ぱり住宅費は住宅費で日手間とりであろうと何とりであろうと、払わなければならないのは、私は払うべきだと思っています、正直言って。これがどこまでも、何て言うのかな、かわいそうだからと言い方をしていったら、どこまでも家賃は滞納で、払わなくてもいいという事態が出てくる。そうすればまるっきり町民に対して不公平が出てくるという、そういうところも考えながら、後藤さんの言い方もわかる、全くそのとおり。弱い者助けなければならないとわかるけれども、しかし、まじめに滞納しないで払っている人たちのことも考えれば、それはいかがなものかなという言い方も出てくると。その辺のところを、これからも東北電力は東北電力で、3×3カ月滞納すれば電気を切りますけれども、水道であろうと何であろうと、もともと町営住宅に住んでいて優先的に入った人たちに、悪いけどブラックリスト的な人もいるわけ。その辺のところもね、この選考委員もいますけどもね、そういうのを見合わせながらちゃんとした入居をやっておかないと、これは元の木阿弥、どこまでもつながっていきますよ。だから、その辺のところをかわいそうなのはかわいそう、人情だから、人には情けもある、心もあるから、それはわかるけれども、もらうものはもらって、平等な大槌町民であればいいなという、そういう思いで今言っていますんですけども、もちろん、部長まあ駐車場の話からあれだけでも、私もそう思いますよ。だから、とるものは、とるものといえは何ですけどもね、やっぱり道理は道理として生きていかなければ、私は大槌町民として逆に恥ずかしいんじゃないかなと、そういう思いで今あえて言ったんですけどもね、その辺のところの考えについて副町長さん。

○議長（阿部六平君） 大水副町長。

○副町長（大水敏弘君） お話しのとおり、家賃というのは、これは収入に応じて決めていますので、収入少ない方には当然家賃も安くなります。どうしても払っていただけないという方にも、これはもちろんお願いしていかなければいけないというふうに思っています。滞納もどうしても発生しているという状況もございましてけれども、極力お支払いいただくように、そして、生活が厳しいということであれば、分納をいただくとか、そういうことも可能でありますので、居住者の状況に応じながら、相談に応じながら、ただ払っていただかなくてはならないものをお願いするというので、それが結果として入居者全体に対する平等ということになると思っておりますので、丁寧に説明しつつ、それから必要なものは払っていただかなくてはということで、しっかりと対応していきたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 進行します。

9 款消防費 1 項消防費。進行します。

消防費まで終わります。

休憩します。2 時20分まで。

休 憩

午後 2 時 0 8 分

○

再 開

午後 2 時 2 0 分

○議長（阿部六平君） 再開します。

17 ページ、10 款教育費 2 項小学校費。進行します。

3 項中学校費。進行します。

4 項社会教育費。進行します。

18 ページ、12 款公債費 1 項公債費。進行します。

15 款復興費 1 項復興総務費。進行します。

2 項復興推進費。小松則明君。

○7 番（小松則明君） この委託料、復興整備事業管理支援業務委託料、都市計画デジタルデータ整備業務委託料、これ中身なんですけれども、3D でまちづくりの形をつくるとかという意味の事業費ですか、これ。中身ちょっと教えていただければ。

○議長（阿部六平君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 復興整備事業管理支援業務委託料につきましては、こちらにつきましては、管理CMRのほうに積算業務を委託するということでの支出、委託料となっております。

また、都市計画デジタルデータ整備業務委託料につきましては、復興事業に伴う都市計画決定、例えば区画整理事業であったりとか、用途地域、地区計画等で、あと災害危険区域などについては、現在の都市計画のGISシステムでは対応していないため、新規事業のデジタルデータを作成して、都市計画のGISとして設けているものです。

（「ちょっとわからないけれども、まあいい」の声あり）

○議長（阿部六平君） 進行します。

3 項復興政策費。阿部俊作君。

○5 番（阿部俊作君） この効果促進のアーカイブという、ちょっと横文字なんだっけと今この辺で話してましたので、この効果促進の内容と、そのアーカイブというのはどう

いう業務なのか少し説明をお願いします。

○議長（阿部六平君） 総合政策部長。

○総合政策部長（内城 仁君） 震災のアーカイブ事業でございますが、アーカイブはいわゆる震災の記録、記憶を後世に残していくという意味で、さまざまな種類があると思います。震災のときのどういう対応があったか、それから、復興後の町のようにどう変わっていったかとか、かなり幅広い震災後から現在、将来に至るまでのデータを幅広く収集をして、それを後世に伝えていくというものでございます。

今回予算として計上させていただいておりますのは、来年度の本格実施に向けての基礎調査ということで考えてございまして、専門家からのアドバイスをいただいたり、あとは他の事例を調査したりですとか、あとは既存の資料がどういったものがあるのかといったものを調査いたしましたり、そういった基礎的な事前の調査のための委託費として今回予算を計上させていただいているところでございます。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 同じところなんですけれども、町方地区公益施設設計発注準備業務委託料とあって、設計業務でなくて発注を準備するための委託料というふうに読み取られて、700万円なんですけど、これの中身を少しお願いします。

○議長（阿部六平君） 総合政策部長。

○総合政策部長（内城 仁君） 若干わかりにくい表記で恐縮でございます。いわゆるMLAの関係でございまして、先だって外部の委員会のほうから基本計画案ということでご提案をいただいているところでございますが、そういった趣旨を踏まえて、現実的にどうつくっていくか、それからその建物をどうつくって、どういう資金をつくっていくかということ、それから、中身の部分ですね、どういった中身の部分にしていくのかといったものを計画するための費用として今回予算を計上させていただいているものでございます。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 勉強不足で、MLAをじゃあ説明をお願いします。

○議長（阿部六平君） 総合政策部長。

○総合政策部長（内城 仁君） 御社地地区に予定しておりますいわゆる図書館部分、それから博物館機能といいますか、それから、今先ほど申し上げたアーカイブのものを展示したりする機能、そういった複合的な施設を御社地のところに予定しているものでござ

ざいますが、それに関する計画をつくるというものでございます。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 御社地周辺を中心とした中心市街地形成云々くんぬんという話なわけですよ。当初からあの辺で心配されているのが、従来の商店街と今のきらりの部分と、その附帯というか、それはそれでいいんですけども、そこにテナント制だとか、まずいろんな話があったわけですよ、その市街地形成をするときに。今のその例えば分散している商店街のものとか、行政サイドでやろうと思っているところの今の進捗についてをちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（阿部六平君） 総合政策部長。

○総合政策部長（内城 仁君） 私どもと、それから産業振興部門と今連携をとりながら、具体的にそういった仮設商店街の店主の方々などにヒアリングをまず一通り一度やったところでございます。どういった今後に向けてのお考えをお持ちなのかといったあたりを一旦まず聞き取りをして、これからまたさらに聞き取りを続けて、それを今後の中心市街地の商店街の形成の参考にしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（阿部六平君） 進行します。

4 款復興農林水産業費。岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） この共同利用漁船等復旧支援対策事業、これまあ共同利用、船です、これは、どうですかね、もうそろそろ終わりかなと思っていましたが、何%ぐらいまだ残っているんですかね。

○議長（阿部六平君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君） 議員ご指摘のとおり、前にもう今年度13隻で一応終わりだということで説明してございましたけれども、期間中に被災した漁業者の方1件から1隻の追加の要望がございまして、国県と協議した上で、船は0.4トン、本当に小船でございますけれども、認定を受けた上での今回の補正でございます。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（阿部六平君） 進行します。

20ページ、7 項復興都市計画費。進行します。

8 項復興用地建築費。進行します。

9 項復興防災費。進行します。

21ページ、12項復興支援費。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） この被災者新築住宅支援事業補助金というのがございます。先ほど災害公営住宅で坪単価をお聞きしたところ、まあ82万ぐらいだという金額が提示されております。今、これから住宅再建しようと思っている人たちがこの建築費の高騰に大変頭を悩ませております。それで、今現在でも中には80万以上、90万という話のところも出てきております。今後、計画でいくと約2年ぐらい後に住宅ラッシュを迎えると。そのころになると消費税が10%になると。それから、今円安ということで、輸入建材が高騰し始めていると。そういうことから、建築費がまた上がるのではないかと、そういう大変危機的な状況が訪れるのではないかと、住宅再建しようと思っている人たちの不安があるわけです。

そこでお尋ねをします。万が一、この後に住宅再建の時期が来たときに、円安の問題であって高騰した場合に、いろんな要素から町として例えば住宅再建にかかわる費用の例えば助成をするであるとか、また国、県に働きかけてさらなる支援の上積みをお願いするとか、その辺の考えはあるかないか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（阿部六平君） 被災者支援室長。

○被災者支援室長（田中恭悦君） 今般の補正のまず中身につきましてちょっとご説明のほうさせていただきたいと思えます。当初、町のほうの独自支援の中で、1棟補償ということで200万円ということで、当初大体80棟を見込んでいたものが、実は11月末でもう77棟も、80棟に近い棟数のほうが一応建ってきているという状況がございまして、年度の部分の中で、半分建ったところということで、倍というわけではないんですけども、一応150棟のほう一応見込んで、その差額分を今回補正としてお願いしたということでございます。そしてまた、現在の、こちらのほうは平成26年度ですか、の部分での棟単価、1棟当たりの平均建物単価というか、総額の平均が、当然大きいおうちであれば当然それに見合った額での費用のほうは一応かかるということではございますけれども、今、今年度の平均の部分でいきますと、1棟当たり約2,400万円ぐらいできているという状況になってございます。当然、今回消費税の関係等々で、消費税のほうの一部ちょっと凍結するというにはなっておりますけれども、当然その後には物価等々は一応上がってくるということが考えられます。町といたしましては、やはり国のほう、主に加算支援金、今現行200万円ということで支援法の中で決められた額の中で200万円のほうはいただいているという状況にはなっておりますけれども、いずれこ

れにつきましては、期限が平成31年という形にはなってございますけれども、期限の延長も含め、やはり加算支援金分の増額分についての要望ということで、ずっと出しているという状況になってございます。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） ありがとうございます。ぜひ、2年後、本当に大槌町は建設ラッシュになるんだろうなと。そのときに皆さんがちゃんとスムーズに建設できるように、万全の体制をとっていただければなど。前に全協でも言いましたけれども、そのときに建築業者さんの問題であったり、本当にスムーズに住宅再建がなされるように、対策を講じていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部六平君） よろしいですね。進行します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第117号平成26年度大槌町一般会計補正予算（第9号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第15 議案第118号 平成26年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第15、議案第118号平成26年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） それでは、ご説明申し上げます。

議案第118号の1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。

4款国庫支出金2項国庫補助金、補正額32万4,000円の増は、平成27年度からの国民健康保険制度改正に伴い必要となる国民健康保険システムの改修費用に対する特別調整交付金の増額であります。

2 ページにまいりまして、歳出。

1 款総務費 1 項総務管理費、補正額32万4,000円の増は、70歳以上の被保険者に係る負担割合等軽減特例措置の段階的廃止に対応するために必要となる国民健康保険システムの改修費用を増額するものであります。

3 款後期高齢者支援金 1 項後期高齢者支援金、補正額220万円の減は、確定した後期高齢者支援金のうち今回の補正で必要となる額を減額するものであります。

11 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金、補正額220万円の増は、過年度過誤納分の国保税還付金160万円及び還付加算金算定期間の誤りにより再度算定を行ったこと等に伴い必要となる還付加算金60万円であります。

以上、歳入歳出予算総額21億5,629万3,000円を計上しているところであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

5 ページ、歳入。4 款国庫支出金 2 項国庫補助金。進行します。

6 ページ、歳出。1 款総務費 1 項総務管理費。進行します。

3 款後期高齢者支援金 1 項後期高齢者支援金。進行します。

11 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金。進行します。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第118号平成26年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第16 議案第119号 平成26年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第16、議案第119号平成26年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） では、1 ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。

3款国庫支出金2項国庫補助金、補正額150万1,000円の増額は、平成27年度からの介護保険制度改正に伴う介護保険システムの改修及び人件費の増によるものであります。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金、補正額5万5,000円の増額は、人件費の増額によるものであります。

5款県支出金3項県補助金、補正額2万4,000円の増額は、人件費の増によるものであります。

7款繰入金1項一般会計繰入金、補正額176万7,000円の増額は、人件費の増額及び介護保険システム改修費、介護保険料の還付加算金として一般会計から繰り入れるものであります。

2項基金繰入金、補正額3万9,000円の増額は、人件費の増に伴い、介護給付準備基金から繰り入れるものであります。

2ページにまいりまして、歳出。

1款総務費1項総務管理費、補正額290万9,000円の増額は、介護保険制度の改正に伴うシステム改修費であります。

4款地域支援事業費1項介護予防事業費、補正額18万9,000円の増額は、人件費の増によるものであります。

8款諸支出金1項償還金及び還付加算金、補正額28万8,000円の増額は、介護保険料を還付するに当たっての加算金であります。

以上、歳入歳出予算総額14億4,415万6,000円を計上しているところでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

5ページ、歳入。

3款国庫支出金2項国庫補助金。進行します。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金。進行します。

5款県支出金3項県補助金。進行します。

7款繰入金1項一般会計繰入金。進行します。

6ページ、2項基金繰入金。進行します。

歳出に入ります。

1款総務費1項総務管理費。進行します。

4 款地域支援事業費 1 項介護予防事業費。進行します。

8 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金。進行します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第119号平成26年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第17 議案第120号 平成26年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第17、議案第120号平成26年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 議案第120号の1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。

7 款諸収入 2 項償還金及び還付加算金、17万3,000円の増は、還付加算金再算定に伴う後期高齢者医療広域連合からの還付金であります。

2 ページにまいりまして、歳出。

3 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金、17万3,000円の増は、後期高齢者医療保険料還付加算金算定期間の誤りにより、再度算定を行ったことに伴う増であります。

以上、歳入歳出予算総額1億2,312万7,000円を計上しているところでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

5 ページ、歳入。

7 款諸収入 2 項償還金及び還付加算金。進行します。

歳出に入ります。

3 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金。進行します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第120号平成26年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第18 議案第121号 平成26年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）
を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第18、議案第121号平成26年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 議案第121号平成26年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて、その内容をご説明申し上げます。

補正予算書1ページをごらん願います。

第1条、平成26年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成26年度大槌町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費用、補正予定額481万7,000円の増、計2億1,678万2,000円。

第1項営業費用、補正予定額265万6,000円の増、計1億8,025万6,000円。これは、燃料費調整等による電気料の値上げによる増、排水管修理費用等の増及び人件費の増額であります。

第2項営業外費用、補正予定額216万1,000円の増、計3,182万4,000円。これは、消費税及び地方消費税の支払いの増額であります。

第3条、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「91,699千円」を「91,721千円」に、当年度損益勘定留保資金「46,553千円」を「44,083千円」に、減債積立金「44,953千円」を「47,445千円」に改め、資本的収入及

び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、補正予定額4億3,382万2,000円の減、計7億2,309万円。

第1項企業債、補正予定額2,530万円の減、計3,450万円。これは、災害復旧事業工事請負費の減額によるものです。

第2項補助金、補正予定額4億1,022万2,000円の減、計6億8,344万9,000円。これは、災害復旧事業工事請負費の減額によるものです。

第4項負担金、補正予定額170万円の増、計513万8,000円。これは、復興事業に伴い必要となった消火栓設置工事等による一般会計からの負担金の増額であります。

支出、第1款資本的支出、補正予定額4億3,380万円の減、計8億1,481万1,000円。

第1項建設改良費、補正予定額4億3,380万円の減、計2億5,659万9,000円。主なものは、災害復旧事業の計画の見直しによる工事請負費と用地費の減額であります。

2ページ目をお開きください。

第4条、予算第5条に定めた企業債について、次のとおり改める。

起債の目的、公営企業災害復旧事業、限度額、補正前5,980万円、補正後3,450万円、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同額ですので省略させていただきます。

第5条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「26,557千円」を「26,686千円」に改める。

第6条、予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「80,465千円」を「42,543千円」に改める。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

3ページ、平成26年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画。

収益的収入及び支出。支出。進行します。

資本的収入及び支出。収入。進行します。

4ページ、支出。進行します。

5ページ、平成26年度大槌町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書。よろしいですか、進行します。

6ページ。進行します。

7ページ、平成26年度大槌町水道事業予定貸借対照表、資産の部。東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 本年度も12月ということで、あと4カ月が残っているわけですが、その中でちょっと答弁も難しいと思うんですけど、単年度の収支予測というのは、あと4カ月残した中でちょっと聞くのも酷なんですけど、どうなんですかね、やっぱりとんとんまで行くのか、それともちょっと足が出るのかなという、所長の見解といえは見解になるんですけど、そこら辺の見通しを。やはりまだ震災前と比べて水道供給のほうも思わしくないと思っておりますので、なかなか売り上げのほう伸びるのが難しいんであろうなというふうに理解はしているんですけど、やはり収支見通しというのはどうなのかなというところをちょこっとお尋ねしたいと思うんですけど。単年度ですよ。

○議長（阿部六平君） 水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 単年度に関しますと、大分改善はされてきてはおるんですが、まだ赤字経営という部分ではございます。新築等も大分ふえてはきているんですが、それ以上に業者さん等も仮設の宿舍とかつくって、その分もふえているものですが、大分業績は上がってきているようには見えるんですが、復興がなくなるとその業者さんたちもいなくなるということで、またその時点で給水収益も減ってくるんだろうと思っております。

議会ごとにお話しておりますけれども、やっぱり水産業関係の方が、そういう工場とかをできるだけ誘致していただいて、水の供給ができるようなことにしていきたいなと考えております。

○議長（阿部六平君） 進行します。

8ページ、負債の部。進行します。

9ページ、資本の部。進行します。

10ページ、収益的収入及び支出。支出。

1 款水道事業費用 1 項営業費用。進行します。

11ページ。2 項営業外費用。進行します。

12ページ、資本的収入及び支出。収入。

1 款資本的収入 1 項企業債。進行します。

2 項補助金。進行します。

4 項負担金。進行します。

13ページ、支出。

1 款資本的収支出 1 項建設改良費。進行します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第121号平成26年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時58分

○

再 開 午後 3時06分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

追加議事日程についてお諮りいたします。

ただいま、請願審査報告書3件及び閉会中の継続審査2件が追加提出されました。

会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることを決定いたしました。

○

追加日程第1 請願審査報告

○議長（阿部六平君） 追加日程第1、請願審査報告を議題といたします。

請願第4号岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める請願について、総務教民常任委員長の報告を求めます。阿部義正委員長、ご登壇願います。

○13番（阿部義正君） それでは、請願審査結果報告をいたします。

請願第4号岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める請願について審査結果を報告いたします。

本請願については、今期定例会において付託されておりましたが、12月9日に委員会を招集し、審査いたしました結果、委員会はこれを採択することと決定いたしました。

審査結果につきましては請願審査報告書のとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（阿部六平君） お諮りいたします。本案は付託案件でありますので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議ありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、請願第4号岩手県医療費助成制度について現物給付の導入を求める請願についてを採決いたします。

請願第4号岩手県医療費助成制度について現物給付の導入を求める請願についてを採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

請願第5号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書について、総務教民常任委員長の報告を求めます。阿部義正君、ご登壇願います。

○13番（阿部義正君） それでは、請願審査結果報告をいたします。

請願第5号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書について審査結果を報告いたします。

本請願については、今期定例会において付託されておりましたが、12月9日に委員会を招集し、審査いたしました結果、委員会はこれを採択することと決定いたしました。審査結果につきましては請願審査報告書のとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（阿部六平君） お諮りいたします。本案は付託案件でありますので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議ありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、請願第5号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書についてを採決いたします。

請願第5号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書について採択と決す

ることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立全員であります。よって、本請願は採択することと決定いたしました。

請願第6号米価下落等に関する請願について、産業建設常任委員長の報告を求めます。東梅康悦委員長、ご壇願います。

○6番(東梅康悦君) 請願第6号米価下落等に関する請願について審査結果をご報告いたします。

本請願については、今期定例会において付託されておりましたが、12月9日に委員会を招集し、審査いたしました結果、委員会はこれを採択することと決定いたしました。審査結果につきましては請願審査報告書のとおりでございますので、よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長(阿部六平君) お諮りいたします。本案は付託案件でありますので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(阿部六平君) ご異議ありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

これより、請願第6号米価下落等に関する請願についてを採決いたします。

請願第6号米価下落等に関する請願について採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立全員であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

○

追加日程第2 閉会中の継続審査申出書

○議長(阿部六平君) 追加日程第2、閉会中の継続審査を議題といたします。

総務教民常任委員会委員長から、請願第2号ふたたび被爆者をつくらないために「現行法」(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)改正を求める請願について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに
異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(阿部六平君) ご異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることに決定いたしました。

次に、請願第3号消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願書について、総務教民常任委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(阿部六平君) ご異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩

午後 3時16分

○

再 開

午後 3時32分

○議長(阿部六平君) 再開いたします。

追加議事日程についてお諮りいたします。

ただいま発議案4件が追加提出されました。会議規則第22条の規定によりこれを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(阿部六平君) ご異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○

追加日程第3 発議案第2号 都道府県単独医療費助成制度における現物給付導入に係る交付金削減の撤廃を求める意見書(案)の提出について

○議長(阿部六平君) 追加日程第3、発議案第2号都道府県単独医療費助成制度における現物給付導入に係る交付金削減の撤廃を求める意見書(案)の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部義正君。

○13番(阿部義正君) 発議案第2号都道府県単独医療費助成制度における現物給付導入

に係る交付金削減の撤廃を求める意見書（案）の提出について提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、今期定例会において請願第4号として提出され、先ほどの本会議において採択されましたことから、意見書を提出することにいたしました。提案の趣旨は意見書（案）のとおりでございますので、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） お諮りいたします。本案につきましては、議会運営委員会で調整されましたので、質疑、討論を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議ありませんので、質疑、討論を終結いたします。

発議案第2号都道府県単独医療費助成制度における現物給付導入に係る交付金削減の撤廃を求める意見書（案）の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

追加日程第4 発議案第3号 岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書（案）の提出について

○議長（阿部六平君） 追加日程第4、発議案第3号岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部義正君。

○13番（阿部義正君） 発議案第3号岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書（案）の提出について提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、今期定例会において請願第4号として提出され、先ほどの本会議において採択されましたことから、意見書を提出することにいたしました。提案の趣旨は意見書（案）のとおりでございますので、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） お諮りいたします。本案につきましては、議会運営委員会で調整されましたので、質疑、討論を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(阿部六平君) ご異議ありませんので、質疑、討論を終結いたします。

発議案第3号岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書(案)の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

追加日程第5 発議案第4号 手話言語法(仮称)の制定を求める意見書(案)の提出について

○議長(阿部六平君) 追加日程第5、発議案第4号手話言語法(仮称)の制定を求める意見書(案)の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部義正君。

○13番(阿部義正君) 発議案第4号手話言語法(仮称)の制定を求める意見書(案)の提出について提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、今期定例会において請願第5号として提出され、先ほどの本会議において採択されましたことから、意見書を提出することにいたしました。提案の趣旨は意見書(案)のとおりでございますので、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(阿部六平君) お諮りいたします。本案につきましては、議会運営委員会で調整されましたので、質疑、討論を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(阿部六平君) ご異議ありませんので、質疑、討論を終結いたします。

発議案第4号手話言語法(仮称)の制定を求める意見書(案)の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第6 発議案第5号 米価下落に係る安定対策等を求める意見書（案）の提出について

○議長（阿部六平君） 追加日程第6、発議案第5号米価下落に係る安定対策等を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 発議案第5号米価下落に係る安定対策等を求める意見書（案）の提出について提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、今期定例会において請願第6号として提出され、先ほどの本会議において採択されましたことから、意見書を提出することにいたしました。提案の趣旨は意見書（案）のとおりでございますので、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） お諮りいたします。本案につきましては、議会運営委員会で調整されましたので、質疑、討論を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議ありませんので、質疑、討論を終結いたします。

発議案第5号米価下落に係る安定対策等を求める意見書（案）の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了いたしましたので、本日の会議を閉じます。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 先日の会派の中の会議の中で、議員をフォートブラックに派遣するというようなお話が出ましたけれども、議員を派遣するときはそれなりのルールがあって、閉会中なら閉会中で、議長の裁決でわかりますけれども、今開会中のこの議会の中でそういうことを、派遣についてのそういうさまざまなことをやらなくていいのかわるか。それをお伺いします。もし万が一、途中で飛行機事故でも何でもなったら、公務的なさまざまなことが出てくるとは思いますけれども、その辺の考え方はどうなっている

のかをお伺いしておきます。（「議会前でありました」の声あり）議会前でやったの。

（「議会前に町長よりお話があって、議長どなたか議会からという、議長行ってくれませんかと言うから、私なかなか無理だと思いますので、副議長さんをお願いしたいなど言ったら、副議長が会派会議でも開いて決めますかと、そういうことで、やりましたので。議会前です」の声あり）それはわかるけれども、正式に会派会議というのあなたから例えば会派のほうに付託されたと言えればいいですけども、その中で例えば私が行くのだから、松生さんが行くのだから、後藤さんが行くの、それはまだわからないという、そういう時点で決まりましたという話ではないでしょう。今こうして開会しているんだから、せつかく副議長の阿部義正さんが決まったら決まったなりに、そういう議会の態度をとらなければ、私はちょっとおかしいなど。前もって言われたから、前で決めたんだという話では、そのときはまだ誰も、確かに議長が行かないのはわかりますけどね。それで誰が行くかわからないときに、決まりましたという話じゃないでしょう。（「でしたらね、あなたも議員ですから、何もこの議場でないところで」の声あり）議場ではなければどこで言うんですか。（「いや、議会準備ありますからちゃんと議長室に来て話してくださいよ」の声あり）いやいや、今最後にそういう議員派遣をする話があると思っていたのに、何もなく閉会だと言ったから私言ったんですよ。だって、普通、議会の議決を要するという事になってるんでしょう、これには。なってるでしょうに、ちゃんと必携にはさ。議員の派遣について、議員の派遣法第100条第2項の規定に、議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合はということでしょう。緊急を要する場合は議長の裁決で決まりますけれども、今こうして開会中にね、前に決まったという話はありません。（「あのですね」の声あり）反対とか賛成の問題でないの。ちゃんとルールはルールなりにやらないと。

○議長（阿部六平君） わかりました。暫時休憩します。

休 憩 午後 3時46分

○

再 開 午後 4時23分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

ただいまの野崎議員の質問に対して当局より説明させます。

○事務局長（滝澤康司君） お答えします。事務局の不手際で議員派遣について報告しなかったことについてはまことに申し訳なく思っております。そこで、ここで報告いたし

ます。

1月6日から10日までアメリカフォートブラック市に阿部義正副議長を派遣することを議長が議会閉会中に決定いたしましたのでご報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部六平君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

以上をもって本日の議会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午後4時24分

上記平成26年第4回定例会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員